

第八項	雜入	金五万四千七百五拾參圓
第九項	過年度收入	金八万八千四百七拾圓
第十項	道路負擔金	金貳圓
第十三款	恩給分擔金收入	金貳千四百六拾九圓
第一項	恩給分擔金收入	金貳千四百六拾九圓
歲入經常部計	金五百六拾貳万五千貳百四拾貳圓	
第一欸	線越金	金壹圓
第二欸	國庫補助金	金貳拾七万六千四拾壹圓
第一項	教育費補助金	金七万四千四百四拾七圓
第二項	衛生及病院費補助金	金壹万貳千百五拾八圓
第三項	勸業費補助金	金七万四千八拾貳圓
第四項	縣債利子補給金	金九千六百圓
第五項	特別巡查費補助金	金四万七千七百拾五圓
第六項	橋梁費補助金	金貳万壹圓
第七項	砂防費補助金	金壹万五千九百八拾圓
第八項	社會事業費補助金	金壹千九百五拾圓
第九項	統計費補助金	金九千五百五拾七圓
第十項	道路改修費補助金	金壹圓
第三欸	寄附金	金壹万五千五百五拾圓

第一項	土木費寄附金	金壹圓
第二項	都市計畫事業費寄附金	金六千貳百六拾七圓
第三項	衛生及病院費寄附金	金千九百貳拾四圓
第四項	勸業費寄附金	金參千參百五拾八圓
第五項	教育費寄附金	金四千圓
第四欸	住宅組合貸付金收入	金四万九千四百六拾圓
第一項	住宅組合貸付金收入	金四万九千四百六拾圓
第五欸	社會事業貸付金收入	金六千八百參拾貳圓
第一項	社會事業貸付金收入	金六千八百參拾貳圓
第六欸	縣債	金五拾四万九千圓
第一項	縣債	金五拾四万九千圓
歲入臨時部計	金八拾九万六千八百八拾四圓	
歲入總計	金六百五拾貳万貳千百貳拾六圓	

第四十六號議案

柘木縣稅賦課規則中改正條例設定ノ件
大正二年三月柘木縣令第九號柘木縣稅賦課規則中左ノ通改正セムトス
昭和五年十一月二十日提出

柘木縣稅賦課規則中改正條例案
柘木縣稅賦課規則中改正條例案

第四十六條第二十八號中「六分」ヲ「四分」ニ改ム

附則

十二月十九日(金曜日)

柘木縣知事 原 田 維 織

本條例ハ昭和六年度分ヨリ之ヲ適用ス
第二十四條ニ依ル別表左ノ如ク改ム

製造業	物品販賣業				營業	稅目等級	課稅標準	稅率		
	一	二	三	四					牛馬	買業
一	一	一	一	一	一	賣上金高千圓以上	年稅金拾圓五拾錢			
二	二	二	二	二	二	賣上金高五百圓以上	年稅金八圓五拾錢			
三	三	三	三	三	三	賣上金高參百圓以上	年稅金五圓五拾錢			
四	四	四	四	四	四	賣上金高參百圓未滿	年稅金貳圓五拾錢			
一	一	一	一	一	一	賣上金高千圓以上	年稅金拾圓五拾錢			
二	二	二	二	二	二	賣上金高五百圓以上	年稅金八圓五拾錢			
三	三	三	三	三	三	賣上金高參百圓以上	年稅金五圓五拾錢			
四	四	四	四	四	四	賣上金高參百圓未滿	年稅金貳圓五拾錢			

○二十八番(鈴木桂次郎君) 只今議長の手許に提出してあります所の議案其他に付きましたは、後程委員會の報告に際しまして詳しく申述ぶることに致します、どうぞそれにて御諒承を願ひます

○議長(大門恒作君) 此案はお手許に廻すべきであります、印刷が間に合ひませぬから、私の方からお廻し致しますから御回覽を願ひたいと思ひます

○二十番(高山林藏君) 只今議長より御回覽になりました案は、書記をして朗讀せしめた方が頗る時間の經濟ではないかと信じますので、朗讀を願ひます

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(大門恒作君) 中々こみ入つて居りますから朗讀することは大變だと思ひます、回覽の方が却て時間が經濟だと思ひます

○三十番(佐久間渡君) 只今上程の議案全部第一讀會を原案通り可決確定致したいと思ひます、其動議を提出致します

(「異議なし」の聲起る)

○議長(大門恒作君) 只今三十番より一讀會異議なき動議が出て居りますが御異議ありませぬか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大門恒作君) 御異議がなければ起立を用ひずして可決確定致します、一讀會可決になりました

○議長(大門恒作君) 歳出經常部及臨時部、歳入經常部及臨時部及第四十六號議案、議員の發案に依る賦課規則改正の件を一括して議題に供し、直ちに二讀會を開きます、此際歳入調査委員長の御報告を求めます

(二十八番鈴木桂次郎君登壇)

○二十八番(鈴木桂次郎君) 御付託になつて居りました所の歳入調査委員を代表致しまして、調査會の経過を御報告申し上げたいと思ひます、御承知の通り此歳入の議案に付きましたは、曩に政策協定委員と云ふやうなもの

十一月十九日(金曜日)

がありました爲に、それに關聯を致して居りましたので、大分議論もやかましくなり、又種々の意見も出て居りますので、非常に長時間を要したのでありますが、漸く一致點を見出しまして、さうして茲に決定を見るこ
とが出来たのであります、其内容を申し上げますと云ふと又非常な時間を要しますが爲に、其結論だけを申述
べて諸君の御賛同を得たいと思ふのであります、先づ四十六號議案の栃木縣稅賦課規則中改正の件、此事を一
つ御報告を申し上げたいと思ひます、是は後に於きまして自然御了解になつて戴けると思ひますが、先づ修正案
と致しまして營業稅の物品販賣業製造業に於て、其課率を前年度の一割を減じたるものより、更に二十錢を減
ずることに致したいと云ふのであります、歳入經常第七款營業稅に於きまして、周旋代理仲立(仲買を含む)
問屋業、金錢貸付(質屋を含む)業、物品貸付業、運送業、請負業、旅人宿業、藝妓屋業、寫眞業、印刷業、
料理店業、待合茶屋業、湯屋業、理髮業、人寄席業、遊覽所業、遊技場業に於きまして、前年度課率より一割
を減じたいと思ふのであります、而して第七款の縣の提案十八万四千五百九十九圓より一万二千五百三十九圓を
減じまして、即ち十七万一千五百二十圓と致したいと思ふのであります、即ち第二項に於きましても同様の金
額になるのであります、それから第八款の雜種稅に於きまして藝妓各等五十錢を減じ、酌婦一二三等各五十錢
を減じ、四五等各二十五錢を減じたのであります、それから常設活動寫眞各等甲を二圓其他を一圓減じ、荷積
牛馬車を一圓減じ、變形荷積牛馬車、荷積大車、荷積小車の農業用小車、自轉車の三輪車又は固定附屬車、着
脱式附屬車各五十錢を減じたのであります、さうして其金額が提案に依りますと百一万五千五百五十五圓とあ
りますのを、三万九千二百二十五圓を減じまして、九十七万六千四百三十圓と致したいと思ふのであります、さ
うして其第五項、第十五項、第十八項に於て其減額を現すのであります、それから第十二款の雜收入に於きま
して、第九項の過年度收入が縣の提案は八万八千四百七十圓とありますのを、二万二千五百九十七圓を増しま
して、十一万一千六十七圓と増額致したいと思ふのであります、以上の詳細に亘りましては後刻印刷に付しま
して皆さんのお手許にお廻しすることに致します、どうか御賛同を願ひたいと思ひます

○三十番(佐久間渡君) 歳出臨時部第二款第二項第一目堤防修築費三万圓とあります中、二万七千圓を減額致し

まして三千圓を残す、隨て此土木費總体から二万七千圓が減になります、此修正動議を提出致します

(賛成々々と呼ぶ者あり)

○議長(大門恒作君) 御異議ありませんか

(賛成)「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(大門恒作君) 只今三十番より歳出に於て二万七千圓の減、二十八番より委員長として報告のありました
る歳入に於ける修正、是は何れも賛成があつて動議となつて居ります、採決致したいと思ひます、此歳入に於
ける委員長の報告、歳出に於ける三十番の修正動議に御賛成の方の起立を求めます

(起立全員)

○議長(大門恒作君) 起立全員、修正の通り決定致しました、其他は原案に御異議のないお方の起立を求めます

(起立全員)

○議長(大門恒作君) 起立全員、満場一致可決致しました——直ちに三讀會を開きます

(三讀會異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(大門恒作君) 御異議がありませんか

(異議なしと呼ぶ者多し)

○議長(大門恒作君) 三讀會御異議のないものと認めまして、起立を用ひず二讀會決議の通り確定致します、本
案は可決確定致しました

○議長(大門恒作君) 歳出經常部第十五款縣稅取扱費を議題に供し一讀會を開きます、朗讀は省略致します

第十五款	歳出經常部	縣稅取扱費	金拾參万千參百參拾壹圓
第一項	徴收費		金拾貳万五千六百七拾參圓

十二月十九日(金曜日)

第二項 金庫諸費 金七百五十圓
第三項 出納費 金四千九百八圓

〔一讀會原案に異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大門恒作君) 一讀會御異議ありませぬか

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大門恒作君) 一讀會異議なきものと認めまして起立を用ひずして確定致します——直ちに二讀會を開きます

○二十八番(鈴木桂次郎君) 簡單でございますから自席から申し上げます、第十五款の縣稅取扱費、此提案の十三万一千三百三十一圓を、二千六十七圓を減じまして、十二万九千二百六十四圓と修正を致したいと思ひます

〔讀會省略〕と呼ぶ者あり

○議長(大門恒作君) 動議成立しませぬ

〔賛成〕「修正案に異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(大門恒作君) 只今の二十八番の修正動議に御異議がないやうでありますし、讀會省略の御意見もありませんから、二十八番の修正意見の通り、二讀會に於きまして三讀會を省略して可決確定議に致したいと思ひますが、御異議ありませぬか

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大門恒作君) 御異議ありませぬければ起立を用ひずして決定致します、十九款は二十八番の修正通り可決確定致しました

○議長(大門恒作君) 次に特別議案の中四十六號議案を除きましたるもの、即ち未了議案全部を一括して議題に供し一讀會を開きます、朗讀は省略致します

第二號議案

昭和六年度栃木縣臨時災害土木費基金歳入歳出豫算

歳入	臨時災害土木費基金収入	金九万四千四百拾九圓
第一項	益	金四拾壹圓
第二項	償還	金九万四千參百七拾八圓
歳出	基金編入	金九万四千四百拾九圓
第一項	基金編入	金九万四千四百拾九圓

第三號議案

昭和六年度栃木縣立學校基本財産歳入歳出豫算

歳入	縣立學校基本財産収入	金貳万五千九百七拾七圓
第一項	基本財産収入	金八千九百九拾六圓
第二項	償還	金壹万七千七百八拾圓
第三項	繰越	金壹圓
歳出	縣立學校基本財産支出	金五千圓
第一項	縣立學校基本財産支出	金五千圓

十二月十九日(金曜日)

第一項 市町村立學校設備費貸付 金五千圓

第二項 縣立學校基本財產編入 金貳萬九百七拾七圓

第一項 基本財產編入 金貳萬九百七拾七圓

歲出合計 金貳萬五千九百七拾七圓

第四號議案

昭和六年度栃木縣立學校獎學資金歲入歲出豫算

歲入

第一款 縣立學校獎學資金收入 金參千九拾參圓

第一項 獎學資金編入 金百八拾圓

第二項 編入金 金貳千九百拾參圓

歲出

第一款 縣立學校獎學資金支出 金百八拾圓

第一項 學生獎勵費 金百八拾圓

第二款 縣立學校獎學資金編入 金貳千九百拾參圓

第一項 獎學資金編入 金貳千九百拾參圓

歲出合計 金參千九拾參圓

第五號議案

昭和六年度栃木縣教育資金歲入歲出豫算

歲入

第一款 教育資金收入 金貳萬六千六百六圓

第一項 綠越金 金千圓

第二項 資金利息 金八千四百五拾五圓

第三項 償還金 金壹萬七千五百五拾壹圓

歲出

第一款 教育資金支出 金貳萬六千參百八拾壹圓

第一項 小學校設備費貸付 金壹萬七千圓

第二項 獎勵及調查費 金七千九圓

第三項 小學校教員疾病治療費 金貳千貳百七拾貳圓

第二款 教育資金編入 金貳百貳拾五圓

第一項 資金編入 金貳百貳拾五圓

歲出合計 金貳萬六千六百六圓

第六號議案

昭和六年度栃木縣市町村立小學校教員加俸資金歲入歲出豫算

歲入

第一款 市町村立小學校教員加俸資金收入 金拾六萬五百七拾九圓

(十二月十九日金曜日)

第一項 繰越金 金貳千五百七拾九圓
 第二項 國庫補助金 金參萬九千四百拾圓
 第三項 縣費補充金 金參萬七千六百五拾壹圓
 第四項 資金子 金壹萬八千七百九圓
 第五項 償還金 金六萬貳千五百圓

歲出

第一款 市町村立小學校教員加俸資金支出 金九萬八千七拾九圓
 第一款 小學校教員加俸 金九萬八千七拾九圓
 第二款 市町村立小學校教員加俸資金編入 金六萬貳千五百圓
 第一款 資金編入 金六萬貳千五百圓
 歲出合計 金拾六萬五百七拾九圓

第七號議案

昭和六年度栃木縣自作農獎勵資金歲入歲出豫算

第一款 自作農獎勵資金收入 金四拾壹萬九千七百貳拾參圓
 第一款 自作農獎勵資金收入 金參拾九萬七千六百八拾壹圓
 第二款 國庫補助金 金壹萬四千九百七拾貳圓
 第三款 縣費補充費 金七千七拾圓

第二款 繰越金 金壹圓
 第一款 繰越金 金壹圓
 歲入合計 金四拾壹萬九千七百貳拾四圓

歲出

第一款 自作農獎勵費 金四拾壹萬九千七百貳拾四圓
 第一款 自作農獎勵費 金四拾壹萬八千貳百參圓
 第二款 事務費 金千七百七拾壹圓
 第三款 調查委員會費 金參百五拾圓

第八號議案

昭和六年度栃木縣市町村立小學校教員恩給金歲入歲出豫算

第一款 市町村立小學校教員恩給金收入 金四拾九萬貳千五百九拾六圓
 第一款 市町村立小學校教員恩給金收入 金四萬四千九百七拾七圓
 第二款 縣費補充金 金四拾四萬七千六百拾九圓
 歲出
 第一款 市町村立小學校教員恩給金支出 金四拾九萬貳千五百九拾六圓
 第一款 恩給金支出 金四拾九萬貳千五百九拾六圓

第九號議案

昭和六年度栃木縣名勝地經營資金歲入歲出豫算

歲入	名勝地經營資金收入	金五千貳百七拾貳圓
第一項	綠越金	金壹圓
第二項	資金利子	金千貳百七拾壹圓
第三項	償還金	金四千圓
歲出	名勝地經營資金支出	金五千貳百七拾貳圓
第一項	調查會費	金千八百拾圓
第二項	資金編入	金四千九拾貳圓

第十號議案

昭和六年度栃木縣育英資金歲入歲出豫算

歲入	育英資金收入	金參萬參千貳百貳拾貳圓
第一項	綠越金	金五百四拾貳圓
第二項	資金利子	金七千八百參拾五圓
第三項	償還金	金貳萬四千八百四拾五圓
歲出	育英資金支出	金壹萬貳千五拾圓

第一項	學資金貸付	金壹萬貳千圓
第二項	雜費	金五拾圓
第二項	育英資金編入	金貳萬千七百七拾貳圓
第一項	資金編入	金貳萬千七百七拾貳圓
歲出合計	金參萬參千貳百貳拾貳圓	

第十一號議案

昭和六年度栃木縣軍人援護資金歲入歲出豫算

歲入	軍人援護資金收入	金四千五百四拾六圓
第一項	資金利子	金四千五百四拾五圓
第二項	綠越金	金壹圓
歲出	軍人援護資金支出	金貳千六百七拾四圓
第一項	援護費	金貳千六百七拾四圓
第二項	軍人援護資金編入	金千八百七拾貳圓
第一項	資金編入	金千八百七拾貳圓
歲出合計	金四千五百四拾六圓	

第十二號議案

昭和六年度栃木縣公立學校職員年功加俸資金歲入歲出豫算

十二月十九日(金曜日)

第一項	公立學校職員 年功加俸資金收入	金五万四千九百貳拾四圓
第二項	資 金 利 子	金九百貳拾圓
第三項	國庫補助金	金貳万參千九百八拾圓
第四項	縣費補充金	金貳万九千七百七拾四圓
歲出	綠 越 金	金貳百五拾圓
第一項	公立學校職員 年功加俸資金支出	金五万四千九百貳拾四圓
第二項	資 金 編 入	金五万四千七百貳拾四圓 金貳百圓

第十三號議案

昭和六年度朽木縣罹災救助基金歲入歲出豫算

第一項	罹災救助基金收入	金七万八千四百七圓
第二項	益 金	金七万八千四百六圓
第三項	雜 收 入	金壹圓
第四項	綠 越 金	金壹万貳千圓
歲入	綠 越 金	金壹万貳千圓

第三項	債 還 金	金七万四千圓
第一項	債 還 金	金七万四千圓
歲入合計	金拾六万四千四百七圓	

歲 出

第一項	罹災救助基金支出	金六万八千四拾七圓
第二項	救 助 費	金壹万八千圓
第三項	證 券 買 入 代 費	金五万圓
第四項	管 理 費	金四拾七圓
第五項	基 金 編 入	金九万六千參百六拾圓
第六項	基 金 編 入	金九万六千參百六拾圓
歲出合計	金拾六万四千四百七圓	

第十四號議案

昭和六年度朽木縣慈惠救濟資金歲入歲出豫算

第一項	慈惠救濟資金收入	金參千九百拾壹圓
第二項	益 金	金參千九百拾壹圓
第三項	債 還 金	金貳万圓
第四項	債 還 金	金貳万圓
歲入合計	金貳万參千九百拾壹圓	
歲 出		

十二月十九日(金曜日)

第一欸 慈惠救濟資金支出 金參千九百拾圓
 第一項 威化院補助金 金貳千五百六拾圓
 第二項 私設社會事業助成費 金千參百五拾圓
 第二欸 資金編入 金貳萬壹圓
 第一項 資金編入 金貳萬壹圓
 歲出合計 金貳萬參千九百拾壹圓

第十五號議案

昭和六年度朽木縣威化院歲入歲出豫算

歲入 經常部
 第一欸 威化院收入 金千百九圓
 第一項 諸收入 金千五拾九圓
 第二項 辨償金 金五拾圓
 第二欸 維持資金收入 金七圓
 第一項 維持資金收入 金七圓
 歲入經常部計 金千百拾六圓
 歲入 臨時部
 第一欸 國庫補助金 金千五百五拾圓
 第一項 國庫補助金 金千五百五拾圓
 第二欸 慈惠救濟資金補充金 金貳千五百六拾圓
 第一項 慈惠救濟資金補充金 金貳千五百六拾圓

第三欸 縣費補充金 金四千八百七拾圓
 第一項 縣費補充金 金四千八百七拾圓
 歲入臨時部計 金八千九百八拾圓
 歲入合計 金壹萬九拾六圓

歲出 經常部
 第一欸 威化院費 金九千九百參拾六圓
 第一項 那須學園費 金九千九百參拾六圓
 歲出 臨時部
 第一欸 威化院建築費 金百六拾圓
 第一項 那須學園費 金百六拾圓
 歲出合計 金壹萬九拾六圓

第十六號議案

昭和六年度朽木縣大典恩賜賑恤基金歲入歲出豫算

歲入
 第一欸 大典恩賜賑恤基金收入 金六千四拾七圓
 第一項 益 金參千七拾參圓
 第二項 朽木縣昭和大典恩賜賑恤基金ヨリ編入 金貳千九百七拾四圓
 歲出

十二月十九日(金曜日)

第一款 基金支出 金千四百圓
 第一項 賑恤費 金千四百圓
 第二款 基金編入 金四千六百四拾七圓
 第一項 基金編入 金四千六百四拾七圓
 歲出合計 金六千四拾七圓

第十七號議案

昭和六年度栃木縣勸業資金歲入歲出豫算

歲入
 第一款 勸業資金收入 金壹萬九千百拾參圓
 第一項 益金 金壹萬九千百拾參圓
 第二款 栃木縣農工銀行 金貳萬圓
 株式配當
 第一款 栃木縣農工銀行 金貳萬圓
 株式配當
 第三款 償還金 金九萬六千百九拾五圓
 第一項 償還金 金九萬六千百九拾五圓
 第四款 繰越金 金壹圓
 第一項 繰越金 金壹圓
 歲入合計 金拾參萬五千參百九圓
 歲出

第一款 勸業資金支出 金拾貳萬拾五圓
 第一項 勸業資金支出 金拾貳萬拾五圓
 第二款 資金編入 金壹萬五千貳百九拾四圓
 第一項 資金編入 金壹萬五千貳百九拾四圓
 歲出合計 金拾參萬五千參百九圓

第十八號議案

昭和六年度栃木縣立宇都宮病院歲入歲出豫算

歲入 經常部
 第一款 宇都宮病院費 金拾參萬八千七百七拾五圓
 第一項 諸收入 金拾參萬八千七百七拾四圓
 第二項 繰越金 金壹圓
 歲出 經常部
 第一款 宇都宮病院費 金拾貳萬七百七拾五圓
 第一項 俸給及諸給 金六萬四千參百九拾壹圓
 第二項 院費 金五萬四千七百九拾七圓
 第三項 豫備費 金九百八拾七圓
 歲出 臨時部
 第一款 宇都宮病院費 金壹萬八千圓
 第一項 繰入金費 金壹萬八千圓

十二月十九日(金曜日)

歲出合計 金拾參萬八千七百七拾五圓

第十九號議案

昭和六年度栃木縣恩賜兒童就學獎勵資金歲入歲出豫算

歲入

第一款

恩賜兒童就學獎勵
資金收入

金壹萬五千貳百貳拾五圓

第二項

資金利息

金參千貳百六拾參圓

第三項

國庫交付金

金九千九百六拾壹圓

第四項

縣費補充費

金貳千圓

歲出

寄附金

金壹圓

第一款

恩賜兒童就學獎勵
資金支出

金壹萬四千九百六拾壹圓

第二項

市町村交付金

金壹萬四千九百六拾壹圓

第二款

恩賜兒童就學獎勵
資金編入

金貳百六拾四圓

第一項

資金編入

金貳百六拾四圓

歲出合計 金壹萬五千貳百貳拾五圓

第二十號議案

昭和六年度栃木縣立宇都宮工業學校作業資金歲入歲出豫算

歲入

第一款

工業學校收入

金六千五百五拾壹圓

第二項

資金利息

金壹圓

第三項

作業收入

金參千七百五拾圓

歲出

資金編入

金貳千四百圓

第一款

工業學校支出

金六千五百五拾壹圓

第二項

作業費

金參千七百五拾壹圓

歲入

資金編入

金貳千四百圓

第二十一號議案

昭和六年度栃木縣立足利工業學校作業資金歲入歲出豫算

歲入

第一款

工業學校收入

金四千八百七拾圓

第二項

資金利息

金七拾圓

第三項

作業收入

金千五百圓

歲出

資金編入

金參千參百圓

第一款

工業學校支出

金四千八百七拾圓

十二月十九日(金曜日)

第一項 作業費 金千參百七拾圓
 第二項 資金編入 金參千五百圓

第二十二號議案

昭和六年度栃木縣工業試驗場作業資金歲入歲出豫算

歲入

第一款 作業資金 金七千六百拾五圓
 第一項 資金編入 金千九百圓
 第二項 作業收入 金五千六百八拾五圓
 第三款 雜收入 金參拾圓

歲出

第一款 作業費 金七千六百拾五圓
 第一項 作業費 金五千參百六拾五圓
 第二項 資金編入 金貳千貳百五拾圓

第二十三號議案

昭和六年度栃木縣男女青年團體事業獎勵資金歲入歲出豫算

歲入

第一款 男女青年團體事業獎勵資金收入 金千四拾八圓
 第一項 資金收入 金千四拾七圓

第二項 寄附金 金壹圓
 第二款 綠越金 金壹圓
 第一款 綠越金 金壹圓
 歲入合計 金千四拾九圓

歲出

第一款 男女青年團體事業獎勵資金支出 金九百六拾九圓
 第一款 事業獎勵費 金九百六拾九圓
 第二款 資金編入 金八拾圓
 第一項 資金編入 金八拾圓
 歲出合計 金千四拾九圓

第二十四號議案

昭和六年度栃木縣下都賀郡生井村外三ヶ村用排水幹線改良事業費歲入歲出豫算

歲入

第一款 生井村外三ヶ村用排水幹線改良事業費 金拾壹萬四千五百八拾圓
 第一項 地元負擔金 金貳萬八千貳百七拾六圓
 第二項 納付金 金參萬四千五百五拾參圓
 第三項 縣費補充費 金貳萬圓
 第四項 雜收入 金壹圓

十二月十九日(金曜日)

第五項 歲 國庫補助金 金參万千七百五拾圓

第一款 生井村外三ヶ村用排水幹線改良事業費 金拾壹万四千五百八拾圓
 本年支出額
 第一款 生井村外三ヶ村用排水幹線改良事業費 金拾壹万四千五百八拾圓
 本年支出額

第二十五號議案

昭和六年度栃木縣安蘇郡界村外一町三ヶ村排水幹線改良事業費歲入歲出豫算

第一款 界村外一町三ヶ村排水幹線改良事業費 金拾四万四百九拾九圓
 第一款 地元負擔金 金四万四千參百九拾八圓
 第二款 納付金 金六万貳千貳百五拾圓
 第三款 縣費補充金 金貳千五百圓
 第四款 雜收 金壹圓
 第五款 國庫補助金 金參万千參百五拾圓
 第一款 界村外一町三ヶ村排水幹線改良事業費 金拾四万四百九拾九圓
 本年支出額

第一項 界村外一町三ヶ村排水幹線改良事業費 金拾四万四百九拾九圓
 本年支出額

第二十六號議案

昭和六年度栃木縣行幸記念基本金歲入歲出豫算

第一款 基本金收入 金千貳百五圓
 第一款 基本金收入 金千貳百五圓
 第二款 縣費補充費 金五百圓
 第一款 縣費補充費 金五百圓
 歲入合計 金千七百五圓
 第一款 基金編入 金千七百五圓
 第一款 基金編入 金千七百五圓

第二十七號議案

昭和六年度栃木縣立宇都宮農學校基本金歲入歲出豫算

第一款 宇都宮農學校基本金收入 金千八百拾貳圓
 第一款 宇都宮農學校基本金收入 金千八百拾貳圓
 第一款 基金收入 金八百七拾圓
 第一款 基金收入 金八百七拾圓

十二月十九日(金曜日)

第二項 縣費補充費 金九百四拾貳圓

第一欸 出 宇都宮農學校 金千八百拾貳圓

第一項 借 地 料 金千八百拾貳圓

第二十八號議案

昭和六年度栃木縣小倉川沿岸用水幹線改良事業費歲入歲出豫算

第一欸 入 小倉川沿岸用水幹線改良事業費 金拾壹万貳千六百四拾圓

第一項 地 元 負擔 金 金參万參千七百九拾壹圓

第二項 納 付 金 金五万六拾八圓

第三項 縣 費 補充 金 金壹万圓

第四項 雜 收 入 金 金壹圓

第五項 國 庫 補助 金 金壹万八千六百八拾圓

第一欸 出 小倉川沿岸用水幹線改良事業費本年度支出額 金拾壹万貳千六百四拾圓

第一項 小倉川沿岸用水幹線改良事業費本年度支出額 金拾壹万貳千六百四拾圓

第二十九號議案

鬼怒橋架換費起債及償還方法

第一條 昭和六年度ニ於テ鬼怒橋架換費ノ支出ニ充ツル爲大藏省預金部若ハ銀行其ノ他ヨリ金六万圓ヲ借入ルルモノトス

第二條 本縣債ハ必要ニ應シ債券ヲ發行スルコトアルヘシ

第三條 債券面ノ種類ハ壹万圓、壹千圓、百圓ノ三種以內トス

第四條 債券ノ發行價格ハ額面ト同額トシ現金ト引換ニ債券ヲ交附スルモノトス

第五條 本縣債ノ元金ハ別紙償還年次表ノ定ムル處ニ依リ昭和九年度迄据置キ昭和拾年度ヨリ同拾貳年度迄ニ毎年九月一日、三月一日ノ兩度ニ之ヲ償還ス但シ縣經濟ノ都合ニ依リ低利ニ借換ヘ又ハ元金ノ一部若ハ全部ヲ年次繰上ケ償還スルコトアルヘシ

第六條 本縣債ノ利子ハ一箇年百分ノ六・五以內トシ毎年九月一日、三月一日ニ於テ其ノ日迄前六箇月間ニ屬スルモノヲ支拂フ但シ借入ノ月ニ於テハ借入ノ日ヨリ償還ノ月ニ於テハ支拂ノ當日迄日割計算ニ依ル

第七條 債券發行シタルモノノ元金償還ハ債券引換ニ支拂フモノトス

第八條 本縣債ノ元金償還並利子支拂ノ財源ハ一般歲入ヲ以テ之ニ充ツ

償還年次表 (利子年六分)

年	次	元	金	償還元金	利	子	計
昭和六年度	九月一日	六〇、〇〇〇				一、八〇〇	一、八〇〇
	三月一日	六〇、〇〇〇				一、八〇〇	一、八〇〇
	九月一日	六〇、〇〇〇				一、八〇〇	一、八〇〇
昭和七年度	九月一日	六〇、〇〇〇				一、八〇〇	一、八〇〇

十二月十九日(金曜日)

同 十五年 度	同 十四年 度	同 十三年 度	同 十二年 度	同 十一年 度	同 十年 度	同 九年 度	同 九年 度		同 九年 度	
							三月 一日	九月 一日	三月 一日	九月 一日
三月 一日	九月 一日	三月 一日	九月 一日	三月 一日	九月 一日	三月 一日	九月 一日	三月 一日	九月 一日	三月 一日
一三四、〇〇〇	一五九、〇〇〇	一八四、〇〇〇	二〇九、〇〇〇	二二九、〇〇〇	三一九、〇〇〇	三三九、〇〇〇	三三九、〇〇〇	三三九、〇〇〇	三三九、〇〇〇	三三九、〇〇〇
二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
四、〇二〇	四、七七〇	五、五二〇	六、二七〇	七、七七〇	八、三七〇	八、九七〇	九、五七〇	一〇、一七〇	一〇、一七〇	一〇、一七〇
二九、〇二〇	二九、七七〇	三〇、五二〇	三一、二七〇	三一、七七〇	二八、三七〇	二八、九七〇	二九、五七〇	三〇、一七〇	一〇、一七〇	一〇、一七〇

計	同 十六年 度		同 十七年 度		計	同 十六年 度	同 十七年 度
	三月 一日	九月 一日	三月 一日	九月 一日			
	三月 一日	九月 一日	三月 一日	九月 一日		三月 一日	九月 一日
	一〇九、〇〇〇	八四、〇〇〇	二九、〇〇〇	五九、〇〇〇		二五、〇〇〇	二五、〇〇〇
	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二九、〇〇〇	三〇、〇〇〇		三三九、〇〇〇	三三九、〇〇〇
	三、二七〇	二、五二〇	八七〇	一、七七〇		一八二、五八〇	一八二、五八〇
	二八、二七〇	二七、五二〇	二九、八七〇	三一、七七〇		五二一、五八〇	五二一、五八〇

第三十一號議案

晚翠橋外二橋架設費起債及償還方法

第一條 晚翠橋外二橋架設費ノ支出ニ充ツル爲大藏省預金部若ハ銀行其他ヨリ金六拾五万五千圓ヲ左ノ年度ニ分チ借入ルルモノトス

金拾五万圓

昭和六年度借入

金貳拾五万圓

昭和七年度借入

金貳拾五万五千圓

昭和八年度借入

第二條 本縣債ハ必要ニ應シ債券ヲ發行スルコトアルヘシ

第三條 債券面ノ種類ハ壹万圓、五千圓、壹千圓、百圓ノ四種以内トス

第四條 債券ノ發行價格ハ額面ト同額トシ現金ト引換ニ債券ヲ交附スルモノトス

第五條 本縣債ノ元金ハ別紙償還年次表ノ定ムル處ニ依リ昭和拾年度迄据置キ昭和拾壹年度ヨリ同貳拾貳年度迄ニ毎年九月一日、三月一日ノ兩度ニ之ヲ償還ス但縣經濟ノ都合ニ依リ低利ニ借換ヘ又ハ元金ノ一部若ハ全部ヲ年次繰上ケ償還スルコトアルヘシ

十二月十九日(金曜日)

第六條 本縣債ノ利子ハ一ケ年百分ノ六・五以内トシ毎年九月一日、三月一日ニ於テ其ノ日迄前六ケ月間ニ屬
 スルモノヲ支拂フ但シ借入ノ月ニ於テハ借入ノ日ヨリ償還ノ月ニ於テハ支拂ノ當日迄日割計算ニ依ル
 第七條 債券發行シタルモノノ元金償還ハ債券引換ニ支拂フモノトス
 第八條 本縣債ノ元金償還並利子支拂ノ財源ハ一般歳入ヲ以テ之ニ充ツ

償還年次表 (利子年六分)

年	次	元金殘額	償還元金	利子		計
				利	子	
昭和六年度	三月一日	一五〇、〇〇〇			四、五〇〇	四、五〇〇
	九月一日	四〇〇、〇〇〇			一一、〇〇〇	一一、〇〇〇
昭和七年度	三月一日	四〇〇、〇〇〇			一一、〇〇〇	一一、〇〇〇
	九月一日	六五五、〇〇〇			一九、六五〇	一九、六五〇
昭和八年度	三月一日	六五五、〇〇〇			一九、六五〇	一九、六五〇
	九月一日	六五五、〇〇〇			一九、六五〇	一九、六五〇
昭和九年度	三月一日	六五五、〇〇〇			一九、六五〇	一九、六五〇
	九月一日	六五五、〇〇〇			一九、六五〇	一九、六五〇
昭和十年度	三月一日	六五五、〇〇〇			一九、六五〇	一九、六五〇
	九月一日	六五五、〇〇〇			一九、六五〇	一九、六五〇
昭和十一年度	三月一日	六五五、〇〇〇			一九、六五〇	一九、六五〇
	九月一日	六五五、〇〇〇			一九、六五〇	一九、六五〇

昭和十二年度	三月一日	六三五、〇〇〇			一九、〇五〇	三九、〇五〇
	九月一日	六一五、〇〇〇			一八、四五〇	三八、四五〇
昭和十三年度	三月一日	五九五、〇〇〇			一七、八五〇	三七、八五〇
	九月一日	五七五、〇〇〇			一七、二五〇	三七、二五〇
昭和十四年度	三月一日	五五五、〇〇〇			一六、六五〇	三六、六五〇
	九月一日	五三五、〇〇〇			一六、〇五〇	三六、〇五〇
昭和十五年度	三月一日	四九五、〇〇〇			一四、八五〇	三九、八五〇
	九月一日	四七〇、〇〇〇			一四、一〇〇	三九、一〇〇
昭和十六年度	三月一日	四四五、〇〇〇			一三、三五〇	三八、三五〇
	九月一日	四二〇、〇〇〇			一二、六〇〇	三七、六〇〇
昭和十七年度	三月一日	三九五、〇〇〇			一一、八五〇	四一、八五〇
	九月一日	三六五、〇〇〇			一〇、九五〇	四〇、九五〇
昭和十八年度	三月一日	三三五、〇〇〇			一〇、〇五〇	四〇、〇五〇
	九月一日	三〇五、〇〇〇			九、一五〇	三九、一五〇

計	昭和十九年度		昭和二十年度		昭和二十一年度		昭和二十二年度	
	九月一日	三月一日	九月一日	三月一日	九月二日	三月一日	九月一日	三月一日
	二七五、〇〇〇	二四五、〇〇〇	二二五、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一四五、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	四〇、〇〇〇
	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	四〇、〇〇〇
	三八、二五〇	三七、三五〇	四一、四五〇	四〇、四〇〇	三九、三五〇	三八、三〇〇	三七、二五〇	四一、二〇〇
	八、二五〇	七、三五〇	六、四五〇	五、四〇〇	四、三五〇	三、三〇〇	二、二五〇	一、二〇〇
	六五五、〇〇〇	四二二、二五〇	四〇、〇〇〇	六五五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四二二、二五〇	一、〇七七、二五〇	一、〇七七、二五〇

備考

昭和六年度ノ利子ハ六ヶ月分ヲ計上ス

第三十二號議案

鬼怒川改修工事國庫分擔金起債及償還方法

- 第一條 昭和五年度鬼怒川改修工事國庫分擔金ノ支出ニ充ツル爲大藏省預金部若ハ銀行其他ヨリ金貳拾九万四千八百圓ヲ借入ルルモノトス
- 第二條 本縣債ハ必要ニ應シ債券ヲ發行スルコトアルヘシ

- 第三條 債券面ノ種類ハ壹方圓、五千圓、壹千圓、百圓ノ四種以内トス
- 第四條 債券ノ發行價額ハ額面ト同額トシ現金ト引換ニ債券ヲ交附スルモノトス
- 第五條 本縣債ノ元金ハ別紙償還年次表ノ定ムル處ニ依リ昭和八年度迄据置キ昭和九年度ヨリ同十四年度迄ニ毎年九月一日、三日一日ノ兩度ニ之ヲ償還ス但シ縣經濟ノ都合ニ依リ低利ニ借換ヘ又ハ元金ノ一部若ハ全部ヲ年次繰上ケ償還スルコトアルヘシ
- 第六條 本縣債ノ利子ハ一ケ年百分ノ六・五以内トシ毎年九月一日、三月一日ニ於テ其ノ日迄前六箇月間ニ屬スルモノヲ支拂フ但シ借入ノ月ニ於テハ借入ノ日ヨリ償還ノ月ニ於テハ支拂ノ當日迄日割計算ニ依ル
- 第七條 債券發行シタルモノノ元金償還ハ債券引換ニ支拂フモノトス
- 第八條 本縣債ノ元金償還並利子支拂ノ財源ハ一般歳入ヲ以テ之ニ充ツ

償還年次表 (利子年六分)

年	次	元金殘額	元	金	利	子	計
昭和五年度	三月一日	二九四、八〇〇				一、四七四	一、四七四
	九月一日	二九四、八〇〇				八、八四四	八、八四四
同六年度	三月一日	二九四、八〇〇				八、八四四	八、八四四
	九月一日	二九四、八〇〇				八、八四四	八、八四四
同七年度	三月一日	二九四、八〇〇				八、八四四	八、八四四
	九月一日	二九四、八〇〇				八、八四四	八、八四四
同八年度	三月一日	二九四、八〇〇				八、八四四	八、八四四
	九月一日	二九四、八〇〇				八、八四四	八、八四四

十二月十九日(金曜日)

計	同十四年度		同十三年度		同十二年度		同十一年度		同十年度		同九年度	
	三月一日	九月一日	三月一日	九月一日	三月一日	九月一日	三月一日	九月一日	三月一日	九月一日	三月一日	九月三日
	三二、八〇〇	六四、八〇〇	九四、八〇〇	一二四、八〇〇	一四九、八〇〇	一七四、八〇〇	一九四、八〇〇	二一四、八〇〇	二三四、八〇〇	二五四、八〇〇	二七四、八〇〇	二九四、八〇〇
	二九四、八〇〇	三二、八〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
	一一七、八五六	九八四	一、九四四	二、八四四	三、七四四	四、四九四	五、八四四	六、四四四	七、〇四四	七、六四四	八、二四四	八、八四四
	四一一、六五六	三三、七八四	三三、九四四	三三、八四四	三三、七四四	二九、四九四	三〇、二四四	二五、八四四	二六、四四四	二七、〇四四	二八、二四四	二八、八四四

備考 借入年度ノ利子ハ一ヶ月分ヲ計上ス

第三十三號議案

自昭和三年度 鬼怒橋架換費繼續年期及支出方法變更ノ件
至同 六年度

自昭和三年度 鬼怒橋架換費繼續年期及支出方法ヲ左ノ通變更セムトス
至同 六年度

記

自昭和三年度 鬼怒橋架換費繼續年期及支出方法變更書
至同 六年度

一金貳拾八万壹圓

内 譯

鬼 怒 橋 架 換 費

金拾壹万圓

金拾壹万圓

金壹圓

金六万圓

(參 照)

昭和三年度 支出額
昭和四年度 支出額
昭和五年度 支出額
昭和六年度 支出額

一金參拾七万圓

内 譯

既定計畫書

鬼 怒 橋 架 換 費

拾壹金万圓

金拾壹万圓

金壹圓

金拾四万九千九百九拾九圓

昭和三年度 支出額
昭和四年度 支出額
昭和五年度 支出額
昭和六年度 支出額

十二月十九日(金曜日)

右ハ物價低落ノ爲工事費低減セルニ由ル

第三十四號議案

自昭和四年度足利市水道補助費繼續年及支出方法變更ノ件
至同十一年度

自昭和四年度足利市水道補助費繼續年及支出方法ヲ左ノ通變更セムトス
至同十一年度

記

自昭和四年度足利市水道補助費繼續年及支出方法變更書
至同十一年度

一金貳拾万圓

足利市水道補助費

内譯

金壹万圓	昭和四年度	支出額
金壹万圓	昭和五年度	支出額
金貳万圓	昭和六年度	支出額
金叁万圓	昭和七年度	支出額
金叁万圓	昭和八年度	支出額
金叁万圓	昭和九年度	支出額
金叁万五千圓	昭和十年度	支出額
金叁万五千圓	昭和十一年度	支出額

(參照)

既定計畫

一金貳拾万圓

足利市水道補助費

内譯

金壹万圓	昭和四年度	支出額
金壹万圓	昭和五年度	支出額
金叁万圓	昭和六年度	支出額
金叁万圓	昭和七年度	支出額
金叁万圓	昭和八年度	支出額
金叁万圓	昭和九年度	支出額
金叁万圓	昭和十年度	支出額
金叁万圓	昭和十一年度	支出額

右ハ足利市水道補助線延ノ必要アルニ由ル

第三十五號議案

自大正三年度氏家高等女學校建築費繼續年及支出方法變更ノ件
至昭和七年度

自大正三年度氏家高等女學校建築費繼續年及支出方法ヲ左ノ通變更セムトス
至昭和六年度

記

自大正三年度氏家高等女學校建築費繼續年及支出方法變更書
至昭和七年度

一金拾万五千圓

氏家高等女學校建築費

内譯

十二月十九日(金曜日)

金五方圓
 金貳万八千圓
 金四万七千圓
 金壹圓
 金壹圓
 金壹圓
 金參千五百拾圓
 金參千五百拾圓
 金貳万參千六百九拾七圓

大正十三年度支出額
 大正十四年度支出額
 昭和元年度支出額
 昭和二年度支出額
 昭和三年度支出額
 昭和四年度支出額
 昭和五年度支出額
 昭和六年度支出額
 昭和七年度支出額

(參照)

既定計畫

一金拾五万五千圓

氏家高等女學校建築費

內譯

金五方圓
 金貳万八千圓
 金四万七千圓
 金壹圓
 金壹圓
 金壹圓
 金參千五百拾圓
 金貳万六千八百四拾七圓

大正十三年度支出額
 大正十四年度支出額
 昭和元年度支出額
 昭和二年度支出額
 昭和三年度支出額
 昭和四年度支出額
 昭和五年度支出額
 昭和六年度支出額

右ハ氏家高等女學校建築費繰延ノ必要アルニ由ル

第三十六號議案

自明治四十三年度至昭和七年度造林事業費繼續年期及支出方法變更ノ件

自明治四十三年度至昭和七年度造林事業費繼續年期及支出方法ヲ左記ノ通變更セムトス

記

自明治四十三年度至昭和七年度造林事業費繼續年期及支出方法變更書

一金拾六万貳千六百七圓貳拾五錢

造林事業費

金千八百五拾五圓參拾錢
 金貳千九百參拾七圓五錢
 金參千參百拾圓八拾錢
 金參千八百七拾六圓拾錢
 金參千八百八圓拾五錢
 金五千貳百參圓拾五錢
 金六千八百拾八圓六拾五錢
 金五千五百七拾七圓
 金五千五百六拾五圓五錢

明治四十三年度支出額
 明治四十四年度支出額
 明治四十五年度支出額
 大正元年度支出額
 大正二年度支出額
 大正三年度支出額
 大正四年度支出額
 大正五年度支出額
 大正六年度支出額
 大正七年度支出額

十二月十九日(金曜日)

金六千七百八拾貳圓
 金六千六百拾壹圓
 金七千七百五拾圓
 金八千參拾壹圓
 金八千四百五拾壹圓
 金九千九拾四圓
 金九千四百七拾七圓
 金壹萬四拾壹圓
 金九千九百五拾五圓
 金壹萬九百四拾七圓
 金壹萬千七百七拾七圓
 金八千四百七拾五圓
 金七千四百參拾參圓
 金九千四百參拾貳圓

(參照)

既定計畫
 一金拾六萬貳千六百五拾七圓貳拾五錢

內譯
 金千八百五拾五圓參拾錢
 金貳千九百參拾七圓五錢

造林事業費

明治四十三年度支出額
 明治四十四年度支出額

大正八年度支出額
 大正九年度支出額
 大正十年度支出額
 大正十一年度支出額
 大正十二年度支出額
 大正十三年度支出額
 大正十四年度支出額
 大正十五年度支出額
 昭和元年度支出額
 昭和二年度支出額
 昭和三年度支出額
 昭和四年度支出額
 昭和五年度支出額
 昭和六年度支出額
 昭和七年度支出額

金參千參百拾圓八拾錢
 金參千八百七拾六圓拾錢
 金參千八百八圓拾五錢
 金五千貳百參圓拾五錢
 金六千八百拾八圓六拾五錢
 金五千五百七拾七圓
 金五千五百六拾五圓五錢
 金六千七百八拾貳圓
 金六千六百拾壹圓
 金七千七百五拾圓
 金八千參拾壹圓
 金八千四百五拾壹圓
 金九千九拾四圓
 金九千四百七拾七圓
 金壹萬四拾壹圓
 金九千九百五拾五圓
 金壹萬九百四拾七圓
 金壹萬千七百七拾七圓
 金八千四百七拾五圓
 金九千四百參拾參圓

十二月十九日(金曜日)

明治四十五年度支出額
 大正二年度支出額
 大正三年度支出額
 大正四年度支出額
 大正五年度支出額
 大正六年度支出額
 大正七年度支出額
 大正八年度支出額
 大正九年度支出額
 大正十年度支出額
 大正十一年度支出額
 大正十二年度支出額
 大正十三年度支出額
 大正十四年度支出額
 大正十五年度支出額
 昭和元年度支出額
 昭和二年度支出額
 昭和三年度支出額
 昭和四年度支出額
 昭和五年度支出額
 昭和六年度支出額

金七千七百九拾貳圓

右ハ昭和六年度事業ノ一部ヲ次年度ニ繰延ノ必要アルニ由ル

昭和七年度支出額

第三十七號議案

自大正十三年度 公有林野縣行造林事業費繼續年期及支出方法變更ノ件
至昭和二十二年 度

自大正十三年度 公有林野縣行造林事業費繼續年期及支出方法ヲ左記ノ通變更セントス
至昭和二十二年 度

記

自大正十三年度 公有林野縣行造林事業費繼續年期及支出方法變更書
至昭和二十二年 度

一金參拾九万六千六百六拾四圓

公有林野縣行造林事業費

内 譯

金壹万圓

金壹万五百六拾貳圓

金壹万四千參百四拾五圓

金貳万貳千百拾九圓

金貳万五千百四拾四圓

金壹万七千貳百五拾壹圓

金壹万參千七百八拾貳圓

金壹万六千五百圓

大正十三年度支出額
大正十四年度支出額
大正十五年 度支出額
昭和二年 度支出額
昭和三年 度支出額
昭和四年 度支出額
昭和五年 度支出額
昭和六年度 支出額

金貳万七千參百四拾六圓

金貳万八千貳百四圓

金貳万九千四百六拾六圓

金參万八百四拾貳圓

金貳万八千六百九圓

金貳万貳百六拾貳圓

金壹万九千參百四拾九圓

金壹万八千八百拾壹圓

金壹万千八百五拾七圓

金八千九百四拾參圓

金八千八百五拾五圓

金八千八百九拾壹圓

金七千九百八拾圓

金七千百參拾七圓

金六千參百八拾九圓

金四千貳拾圓

昭和七年度支出額
昭和八年度支出額
昭和九年度支出額
昭和十年 度支出額
昭和十一年 度支出額
昭和十二年 度支出額
昭和十三年 度支出額
昭和十四年 度支出額
昭和十五年 度支出額
昭和十六年 度支出額
昭和十七年 度支出額
昭和十八年 度支出額
昭和十九年 度支出額
昭和二十年 度支出額
昭和二十一年 度支出額
昭和二十二年 度支出額

(參 照)

既定計畫

一金參拾九万六千八百八拾四圓

内 譯

金壹万圓

公有林野縣行造林事業費

大正十三年度支出額

十二月十九日(金曜日)

金壹万五百六拾貳圓	大正十四年度支出額
金壹万四千參百四拾五圓	大正十五年度支出額
金貳万貳千百拾九圓	昭和元年度支出額
金貳万五千百四拾四圓	昭和二年度支出額
金壹万七千貳百五拾壹圓	昭和三年度支出額
金壹万參千七百八拾貳圓	昭和四年度支出額
金貳万參千八百七拾八圓	昭和五年度支出額
金貳万七千參百四拾六圓	昭和六年度支出額
金貳万八千貳百四圓	昭和七年度支出額
金貳万九千四百六拾六圓	昭和八年度支出額
金參万八千四拾貳圓	昭和九年度支出額
金壹万七千八百七拾六圓	昭和十年度支出額
金壹万六千九百六拾參圓	昭和十一年度支出額
金壹万六千四百貳拾五圓	昭和十二年度支出額
金壹万千八百五拾七圓	昭和十三年度支出額
金八千九百四拾參圓	昭和十四年度支出額
金八千八百五拾五圓	昭和十五年度支出額
金八千八百九拾壹圓	昭和十六年度支出額
金七千九百八拾圓	昭和十七年度支出額
	昭和十八年度支出額
	昭和十九年度支出額

金七千百參拾七圓 昭和二十年度支出額
 金六千參百八拾九圓 昭和二十一年度支出額
 金四千貳拾圓 昭和二十二年度支出額

右ハ昭和六年度事業ノ一部ヲ昭和十二年度以降ニ繰延ノ必要アルニ由ル

第三十八號議案

自大正十年度荒廢地復舊費繼續年期及支出方法變更ノ件
 至昭和八年度荒廢地復舊費繼續年期及支出方法ヲ左記ノ通變更セムトス

記

自大正十年度荒廢地復舊費繼續年期及支出方法變更書
 至昭和八年度

一金五拾万七千八百壹圓 荒廢地復舊費

内譯

金六万八千貳百四拾七圓	大正十年度支出額
金七万貳千四百六拾六圓	大正十一年度支出額
金七万四千四百貳拾四圓	大正十二年度支出額
金四万四千七拾四圓	大正十三年度支出額
金貳万五千圓	大正十四年度支出額
金貳万五千圓	大正十五年度支出額
昭和元年度支出額	

十二月十九日(金曜日)

金參万九千六百六拾八圓 昭和二年度支出額
 金參万九千六百六拾八圓 昭和三年度支出額
 金參万九千六百六拾八圓 昭和四年度支出額
 金貳万六千六百六拾八圓 昭和五年度支出額
 金貳万貳千四百拾四圓 昭和六年度支出額
 金貳万七千貳拾圓 昭和七年度支出額
 金四千五百五拾四圓 昭和八年度支出額

(參 照)
 既定計畫
 一金五拾万八千五百五拾七圓

荒廢地復舊費

內譯
 金六万八千貳百四拾七圓 大正十年度支出額
 金七万貳千四百六拾六圓 大正十一年度支出額
 金七万四千四百貳拾四圓 大正十二年度支出額
 金四万四千七拾四圓 大正十三年度支出額
 金貳万五千圓 大正十四年度支出額
 金貳万五千圓 大正十五年度支出額
 金參万九千六百六拾八圓 昭和元年度支出額
 金參万九千六百六拾八圓 昭和二年度支出額
 金參万九千六百六拾八圓 昭和三年度支出額
 金參万九千六百六拾八圓 昭和四年度支出額

金貳万六千六百六拾八圓 昭和五年度支出額
 金參万參千圓 昭和六年度支出額
 金壹万八千五百七拾圓 昭和七年度支出額
 金千七百四圓 昭和八年度支出額

右ハ昭和六年度事業ノ一部ヲ次年度以降ニ繰延ノ必要アルニ由ル

第三十九號議案

自大正十五年度 高原縣有林造林事業費繼續年期及支出方法變更ノ件
 至昭和十九年度
 自大正十五年度 高原縣有林造林事業費繼續年期及支出方法ヲ左記ノ通變更セントス
 至昭和十九年度

記
 自大正十五年度 高原縣有林造林事業費繼續年期及支出方法變更書
 至昭和十九年度
 一金貳拾万貳千四百拾圓 高原縣有林造林事業費
 內譯

金壹万五千八百六拾五圓 大正十五年度支出額
 金壹万九千百拾圓 昭和元年度支出額
 金壹万五千參百九拾五圓 昭和二年度支出額
 金壹万五千九百九拾八圓 昭和三年度支出額
 金壹万四千參百六圓 昭和四年度支出額
 昭和五年度支出額

十二月十九日(金曜日)

金壹万貳千百六拾圓
 金壹万八千五拾九圓
 金壹万參千七百拾九圓
 金壹万九百九拾參圓
 金壹万貳百五拾七圓
 金九千參百八拾六圓
 金七千七百七拾六圓
 金七千六百六拾四圓
 金千七參百圓
 金五千六百五拾八圓
 金四千八百六拾五圓
 金五千貳拾七圓
 金參千四百五圓

昭和六年度支出額
 昭和七年度支出額
 昭和八年度支出額
 昭和九年度支出額
 昭和十年度支出額
 昭和十一年度支出額
 昭和十二年度支出額
 昭和十三年度支出額
 昭和十四年度支出額
 昭和十五年度支出額
 昭和十六年度支出額
 昭和十七年度支出額
 昭和十八年度支出額
 昭和十九年度支出額

既定計畫

一金貳拾万貳千貳百七拾圓
 金壹万五千八百六拾五圓
 金壹万九千百拾圓

高原縣有林造林事業費

大正十五年支出額
 昭和二十年度支出額

金壹万五千參百九拾五圓
 金壹万五千九百九拾八圓
 金壹万四千參百六圓
 金壹万六千參百圓
 金壹万八千五拾九圓
 金壹万參千七百拾九圓
 金八千參百九拾參圓
 金九千六百四拾七圓
 金八千八百八拾六圓
 金七千四百七拾六圓
 金七千六百六拾四圓
 金七千參百圓
 金五千六百五拾八圓
 金四千八百六拾五圓
 金五千貳拾七圓
 金五千九拾七圓
 金參千四百五圓

昭和三年度支出額
 昭和四年度支出額
 昭和五年度支出額
 昭和六年度支出額
 昭和七年度支出額
 昭和八年度支出額
 昭和九年度支出額
 昭和十年度支出額
 昭和十一年度支出額
 昭和十二年度支出額
 昭和十三年度支出額
 昭和十四年度支出額
 昭和十五年度支出額
 昭和十六年度支出額
 昭和十七年度支出額
 昭和十八年度支出額
 昭和十九年度支出額

第四十號議案

右ハ昭和六年度事業ノ一部ヲ昭和九年度以降ニ繰延ノ必要アルニ由ル
 自昭和四年度記念造林事業費繼續年期及支出方法變更ノ件
 至同十三年度
 十二月十九日(金曜日)

自昭和四年度記念造林事業費繼續年期及支出方法ヲ左記ノ通變更セントス

記
自昭和四年度記念造林事業費繼續年期及支出方法變更書
至同十三年度

一金貳万八千四百六拾壹圓

記念造林事業費

内譯

金壹万貳千四百拾壹圓	昭和四年度支出額
金千參百拾圓	昭和五年度支出額
金四百參拾圓	昭和六年度支出額
金貳千貳百七拾圓	昭和七年度支出額
金貳千貳百七拾圓	昭和八年度支出額
金貳千貳百五拾圓	昭和九年度支出額
金貳千貳百五拾圓	昭和十年度支出額
金貳千貳百五拾圓	昭和十一年度支出額
金九百九拾圓	昭和十二年度支出額
金貳千參百圓	昭和十三年度支出額

(參照)

既定計畫

一金貳万八千五百貳拾壹圓

記念造林事業費

内譯

金壹万貳千四百拾壹圓

昭和四年度支出額

金千參百拾圓	昭和五年度支出額
金貳千四百參拾圓	昭和六年度支出額
金千八百七拾圓	昭和七年度支出額
金千八百七拾圓	昭和八年度支出額
金千八百七拾圓	昭和九年度支出額
金千八百七拾圓	昭和十年度支出額
金千八百七拾圓	昭和十一年度支出額
金九百九拾圓	昭和十二年度支出額
金貳千參百圓	昭和十三年度支出額

右ハ昭和六年度事業ノ一部ヲ次年度以降ニ繰延ノ必要アルニ由ル

第四十一號議案

自昭和六年度晚翠橋外二橋架設費繼續年期及支出方法ノ件
至同八年度

自昭和六年度晚翠橋外二橋架設費繼續年期及支出方法左ノ通定メムトス
至同八年度

記

自昭和六年度晚翠橋外二橋架設費繼續年期及支出方法書

一金七拾六万五千圓

晚翠橋外二橋架設費

内譯

金拾五万圓

昭和六年度支出額

十二月十九日(金曜日)

金參拾六万圓
金貳拾五万五千圓

昭和七年度支出額
昭和八年度支出額

右ハ經年腐朽セル足利市足利郡山邊村人會渡良瀬川筋中橋、那須郡川西町黒羽町入會那珂川筋那珂橋及那須郡黒磯町那須村入會那珂川筋晚翠橋架設ノ必要アルニ由ル

第四十二號議案

基金處分並特別會計廢止ノ件

栃木縣師範學校基本財産及栃木縣立足利工業學校獎學資金並之ニ關スル特別會計ハ昭和五年度限り之ヲ廢止シ其ノ基金ハ特別會計栃木縣立學校獎學資金ニ編入スルモノトス

基金現在高 (昭和五年十一月一日現在)

栃木縣師範學校ニ屬スル分

一、現 金 金貳千參百貳拾參圓

一、右ノ外昭和五年度基金編入金並ニ歲計剩余金

栃木縣立足利工業學校獎學資金ニ屬スル分

一、現 金 金五百九拾圓

一、右ノ外昭和五年度資金編入金並ニ歲計剩余金

第四十三號議案

特別會計設定ノ件

一、栃木縣縣立學校獎學資金

昭和六年度ヨリ右特別會計ヲ設定セムトス

第四十四號議案

基金處分並特別會計廢止ノ件

栃木縣昭和大典恩賜賑恤資金並之ニ關スル特別會計ハ昭和五年度限り之ヲ廢止シ其ノ基金ハ特別會計栃木縣大典恩賜賑恤基金ニ編入スルモノトス

基金現在高 昭和五年十一月一日現在

一、現 金 金貳千四百四拾貳圓

一、縣立宇都宮病院へ貸付金 金壹万九千圓

一、昭和五年度資金編入金並歲計剩余金

第四十五號議案

栃木縣大典恩賜賑恤基金管理規程中改正ノ件

栃木縣大典恩賜賑恤基金管理規程中左ノ通改正セムトス

第一條 「大正四年十一月十日」ノ次ニ

「並ニ

昭和三年十一月十日」ヲ加フ

第四十七號議案

昭和五年度栃木縣歲入歲出追加豫算

歲 入 經常 部

第十二款 雜 入 收 入

金壹万七拾圓

第一項 過 年 度 收 入

金壹万七拾圓

十二月十九日(金曜日)

第七款 歲入臨時部 金貳拾九万四千八百圓
 第一項 縣 債 金貳拾九万四千八百圓
 歲入總計 金參拾万四千八百七拾圓

第二十六款 歲出臨時部 金壹万圓
 縣費補充費

第八項 用排水幹線改良事業補充費 金壹万圓

第三十六款 鬼怒川改修費 金貳拾九万四千八百七拾圓
 國庫分擔金

第一項 鬼怒川改修費 金貳拾九万四千八百七拾圓
 國庫分擔金

歲出臨時部計 金參拾万四千八百七拾圓
 說明

本豫算ノ追加ヲ要スルハ栃木縣小倉川沿岸用水幹線改良事業費ニ金壹万圓ヲ補充スルト鬼怒川改修費國庫分擔金金貳拾九万四千八百七拾圓支出ノ要アルニ由ル

第四十八號議案

昭和五年度栃木縣安蘇郡界村外一町三ヶ村排水幹線改良事業費歲入歲出更正豫算
 歲入 界村外一町三ヶ村排水幹線改良事業費 金壹圓

第一款 界村外一町三ヶ村排水幹線改良事業費 金壹圓

第一項	地 元 負 擔 金	金
第二項	納 付 金	金〇
第三項	縣 費 補 充 金	金〇
第五項	國 庫 補 助 金	金〇

第一款 界村外一町三ヶ村排水幹線改良事業費本年度支出額 金壹圓
 第一項 界村外一町三ヶ村排水幹線改良事業費本年度支出額 金壹圓

第四十九號議案

自昭和四年度 安蘇郡界村外一町三ヶ村排水幹線改良事業費繼續年期及支出方法變更ノ件
 至同 六年度

自昭和四年度 安蘇郡界村外一町三ヶ村排水幹線改良事業費繼續年期及支出方法ヲ左ノ通變更セントス
 至同 六年度

自昭和四年度 安蘇郡界村外一町三ヶ村排水幹線改良事業費繼續年期及支出方法變更書
 至同 七年度

一金四拾万圓 內 譯 安蘇郡界村外一町三ヶ村排水幹線改良事業費
 金拾四万參千七百圓 昭和四年度支出額
 金壹圓 昭和五年度支出額

十二月十九日(金曜日)

金拾四万四百九拾九圓
 昭和六年度支出額
 金拾壹万五千八百圓
 昭和七年度支出額
 (參照)

既定計畫
 安蘇郡界村外一町三ヶ村排水幹線改良事業費

一金四拾万圓
 内譯
 金拾四万參千七百圓
 昭和四年度支出額
 金拾四万五百圓
 昭和五年度支出額
 金拾壹万五千八百圓
 昭和六年度支出額
 右ハ安蘇郡界村外一町三ヶ村排水幹線改良事業繰延ノ必要アルニ由ル
 昭和六年度支出額

安蘇郡界村外一町三ヶ村排水幹線改良事業

一、負擔區分 ○印ハ變更額

年度	事業費	内			雜收入
		國庫補助	地元負擔金	納付金	
初年	14,700	1,000	4,100	9,500	10,000
二年	14,500	7,150	4,390	2,750	2,500
三年	15,800	7,000	3,480	1,810	2,750
四年	15,800	5,150	4,390	2,910	2,500

計	事業費年度割				
	五年	六年	七年	八年	九年
400,000	33,900	43,900	11,300	31,500	31,500
1100,000	10,000	110,000	11,300	31,500	31,500
19,997	(10,000)	(5,900)	(11,300)	(31,500)	(31,500)
19,996	(11,300)	(11,300)	(11,300)	(11,300)	(11,300)
80,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000

○印ハ變更額

費目	事業費總額	事業費年度割			
		第一年	第二年	第三年	第四年
一、工事費	318,000	113,000	106,300	88,700	88,700
承水溝費	141,000	71,000	71,000	71,000	71,000
越名沼排水路改修費	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100
排水唧筒費	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000
橋梁費	111,000	11,700	96,000	2,700	9,600
樋門費	31,600	31,600	31,600	31,600	31,600

十二月十九日(金曜日)

科 目	第一 年	第二 年	第三 年	第 四 年
一、補償費	八、九〇〇	五〇〇	四、四五〇	三、九五〇
一、用地費	二九、〇〇〇	四、一〇〇	一四、五〇〇	四、四五〇
一、事務所費	三、五〇〇	一、〇〇〇	一、二五〇	一、〇〇〇
一、豫備費	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇
計	五〇、〇〇〇	一四、七〇〇	一四、五〇〇	一〇、八〇〇

三、工事年度割

科 目	第一 年	第二 年	第三 年	第 四 年
承水溝堀鑿	〇	〇	〇	〇
越名沼	〇	〇	〇	〇
排水路改修	〇	〇	〇	〇
排水唧筒	一、〇〇	〇	一、〇〇	一、〇〇
橋 梁	〇	〇	〇	〇
樋 門	〇	一、〇〇	一、〇〇	〇

第五十號議案

安蘇郡界村外一町三ヶ村排水幹線改良事業費中納付金ニ對シ交付金交付年度割變更ノ件
 安蘇郡界村外一町三ヶ村排水幹線改良事業費ニ對シ秋山川筋水害豫防組合ヨリ納付スル金拾八万貳千六百五拾

圓ハ左記年度割ノ通變更シ納付者ニ交付スルモノトス

年 度	納 付 金	交 付 金
昭和四年度	九〇、五九〇	〇
昭和五年度	〇	〇
昭和六年度	六二、二五〇	〇
昭和七年度	二九、八一〇	〇
昭和八年度	〇	五三、九〇〇
昭和九年度	〇	六三、九〇〇
昭和十年度	〇	一一、三〇〇
昭和十一年度	〇	三一、一五〇
昭和十二年度	〇	二一、四〇〇
計	一八二、六五〇	一八二、六五〇

第五十一號議案

昭和五年度栃木縣下都賀郡生井村外三ヶ村用排水幹線改良事業費歳入更正豫算
 十二月十九日(金曜日)

第一 歳入
 第一款 生井村外三ヶ村用排水幹線改良事業費
 第五項 地元負擔金 金四万五千七百貳拾五圓 (更正増)
 國庫補助金 金四万五千七百貳拾五圓 (更正減)

第五十二號議案

下都賀郡生井村外三ヶ村用排水幹線改良事業費中納付金ニ對シ交付金交付年度割變更ノ件
 下都賀郡生井村外三ヶ村用排水幹線改良事業費ニ對シ下都賀郡生井村外三ヶ村耕地整理組合ヨリ納付スル金拾九万九千五百拾壹圓ハ左記年度割ノ通變更シ納付者ニ交付スルモノトス

年 度	納 付 金	交 付 金
昭和四年度	76,765	
昭和五年度	47,584	
昭和六年度	34,553	
昭和七年度	40,609	
昭和八年度		9,822
昭和九年度		67,230

昭和十年度	71,590	
昭和十一年度	44,590	
昭和十二年度	6,280	
計	199,511	199,511

一、負擔區分 生井村外三ヶ村用排水幹線改良事業

○印ハ變更額

年 度	事業費	内			雜 收 入
		國庫補助	地元負擔金	納付金	
初 年	23,950		37,184	7,755	10,000
二 年	16,870	61,975	53,810	47,584	3,500
三 年	24,500	16,250	99,555		10,000
四 年	94,370	89,655	33,173	28,276	10,000
五 年	50,130	33,750	27,110	40,609	10,500
六 年		55,185	13,788	38,865	16,000
七 年		52,330		71,590	10,000

三	四	計
年	年	
五、三〇	—	一五〇、〇〇〇
交付 (六六、三三〇)	—	七五、〇〇〇
一〇、〇〇〇	—	四、九八
—	—	六六、三三〇 (六六、三三〇)
—	—	三〇、〇〇〇

二、事業年度割

費目	事業費總額	第一年	第二年
一、工事費	一二二、一三〇 ^円	二七、二九〇 ^円	九四、八四〇 ^円
幹線水路	一一六、七三〇	一一一、七三〇	九四、〇〇〇
放水路費	二、六〇〇	二、六〇〇	—
橋梁費	二、八〇〇	一、九六〇	八四〇
一、用地費	三、一〇〇	三、一〇〇	—
一、事務費	一六、二七〇	四、四七〇	一一、八〇〇
一、補償費	二、五〇〇	五〇〇	二、〇〇〇
一、豫備費	六、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇
合計	一五〇、〇〇〇	三七、三六〇	一一二、六四〇

三、工事年度割

科目	第一	第二
目	年	年
幹線水路	〇、二	〇、八
放水路	一、〇	—
橋梁	〇、七	〇、三

第五十六號議案

小倉川沿岸用水幹線改良事業費中納付金ニ對シ交付金交付ノ件
 小倉川沿岸用水幹線改良事業ニ對シ 上都賀郡南押原村 小敷耕地整理組合ヨリ納付スル金五万六千參百貳拾圓ハ
 左記年度割ノ通納付者ニ交付スルモノトス

年度	納付金	交付金
昭和五年度	一六、一五二 ^円	—
昭和六年度	五〇、一六八	—
昭和七年度	—	六六、三二〇
計	六六、三二〇	六六、三二〇

第五十七號議案

栃木縣行幸記念基本金管理規程中改正ノ件

栃木縣行幸記念基本金管理規程中左ノ通改正セムトス

第一條第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

昭和五年行幸ノ際下賜セラレタル

金參千圓

第五十八號議案

昭和五年度栃木縣行幸記念基本金歳入歳出追加豫算

歳入		歳出	
第一欸	基金 收入	第一欸	基金 編入
第一項	基金 收入	第一項	基金 編入
第三欸	御下賜金		
第一項	御下賜金		
歳入合計	金參千八拾貳圓		
			金參千八拾貳圓

〔一讀會異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大門恒作君) 一讀會御異議ありませぬか

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大門恒作君) 御異議がなければ決定致します、一讀會は決定致しました——直ちに二讀會を開きます、此際委員長の御報告を求めます

(二十番高山林蔵君登壇)

○二十番(高山林蔵君) 本員は曩に御付託になりました特別議案の調査委員を代表致しまして、茲に委員會の経過を御報告致します、本案は畏多くも御大典恩賜賑恤基金を首めと致しまして、其他恒例に依り或は慣例に依り、教育、勸業、林業、土木等の繼續事業のものが多いのでありまして、慎重審議の結果適當の案と認めまして大部分は之に同意をしたのであります、新しい問題に付きましては三十一號議案の晩翠橋外二橋、即ち足利郡の中橋、那須郡の那珂橋の架換費であります、一寸申し違ひましたが、足利郡の中橋は新規になるのであります、此新規になりまする橋に付きましては、東武鐵道が十一万圓の寄附をすと云ふ申込があるのであります、此寄附の申込に依つて中橋の架設が計畫されたのであります、既往に於きまして未だ寄附が完納せざるに事業を行つてしまつた例がありますから、今回は寄附を申受けてから工事を施行せられんことを、本會の附帯希望として申述べて當局者にお考へ置きを願ふ次第であります、其他の新しい問題としては五十四號議案の小倉川沿岸用水幹線改良工事であります、是も開會の際に知事より説明がありました如く、小倉川沿岸は大正十二年以降旱害を被つて其被害が甚大であると云ふので、茲に此用水幹線改良の工事を十五万圓を以て施行せられ、本年の支出が十一万二千六百四十圓と云ふことになつて居るのであります、是も此際頗る適當の事業として委員會は可決を致したのであります、それから十八號議案の縣立病院に付きましては、縣立病院は近來大分収入が減つたと云ふことであります、是は察しまするのに現在の經濟状態が非常に不振の結果、延いて病院にも此影響が來したこと、思ひます、之に付きましては病院經營の任に當る方々は大いに内容の整理緊縮をして、此財界の慘落に伴ふ物價に從つて藥價及入院料を低減して、此内容の充實を圖られんことを委員會は附帯希望として申述べて置く次第であります、次には第三十號議案の失業救濟事業費起債及償還方法であります、是も豫算説明の際特に知事からの御説明もありました如く、又本會に於て昨日來御質問がありましたやうに、現在

十二月十九日(金曜日)

の經濟不況の爲に失業者の多く出るのを、此農閑期に於て救済しやうと云ふ意味に於て掲げられたと云ふことは本會は満場一致賛意を表するのであります、併ながら此三十三万九千圓を以てしては尙ほ足らないと云ふのが特別委員會の決議の意向であります、仍て此三十三万九千圓に八万一千圓の増額をして、さうして此事業をもつと大きくして、計四十二万圓の工事を施行せられんことを、特別委員會は意見書を議長の手許に提出致しまして、他は悉く此希望を申述べて此議案全部を可決致しました次第であります、此意見に對して各員の御賛成あらんことを希望致します、併せて此意見書は議長の手許に提出致しますから、議長の方で此意見書を朗讀せられんことを望んで置きます

○議長(大門恒作君) 今の寄附金は足利市の方は構はないのですか、足利市及東武鐵道會社とありますが

○二十番(高山林蔵君) 尙ほ申落しましたから附加へて置きます、東武と足利と兩方であります、東武の十萬圓足利の五萬圓を全部受入れてと云ふのであります

○議長(大門恒作君) 只今委員長の報告に依りまして意見書も出て居りますが、取扱上は別に決議致したいと思ひます、只今議題になつて居ります特別議案二讀會に於て委員長報告通り御異議ありませぬか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大門恒作君) 御異議がなければ二讀會に於て三讀會を省略して可決確定に致したいと思ひますが御異議ありませぬか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大門恒作君) 然らば起立を用ひずして決定致します、本案は可決確定致しました

(二十八番鈴木桂次郎君登壇)

○二十八番(鈴木桂次郎君) 先刻歳入委員會の報告の中に附帯決議として爲すべき一つの案がありましたのを取落しましたから、此際御報告申上げて置きます、

附帯決議

自動車税ニ付テハ損傷負擔ノ規定許可アリタル際當局者ニ於テ減税ノ手續ヲ執ラレンコトヲ希望ス
斯う云ふ案でありますからどうぞ御賛成を願ひます

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大門恒作君) それでは意見書を朗讀せしめます

(書記朗讀)

意見書

失業救済事業ハ本縣現時ノ狀況ニ鑑ミ各方面ニ涉レル失業者ノ防止救済ニハ提出豫算額三十三万九千圓ニテハ過少ノ憾アリ希クハ四十二万圓程度ノ救済事業ヲ施行セラレンコトヲ
右本會ノ決議ニ依リ玆ニ意見書提出候也

昭和五年十二月十九日

栃木縣會議長 大門恒作

栃木縣知事 原田維織殿

右本會ノ決議ニ附セラレンコトヲ

提出者

- 二十番 高山林蔵
- 七番 星藤太
- 五番 上野豊雄
- 十八番 前澤木太
- 二十二番 飯島徳之助
- 二十四番 相場周一郎

十二月十九日(金曜日)

二十七番	三十一番	三十四番	贊成者	一 番	二 番	三 番	四 番	六 番	八 番	九 番	十 番	十一 番	十二 番	十三 番	十四 番	十五 番	十六 番	二十一 番	二十三 番	二十五 番
廣澤彌八郎	太田五郎平	久保欣一	大町和太郎	石川辰六郎	阿久津駒吉郎	大町庄五郎	三柴庄藏	小平重吉	小野重吉	上野順一	永岡孝一	藤岡孝一	螺良源右衛門	坪山徳彌	川上京太郎	大橋英次郎	八下田勝藏	大岡恒次郎	古谷庄平	桑川和

栃木縣會議長 大門恒作殿

○議長(大門恒作君) 只今の意見書に御異議ありませぬか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大門恒作君) 御異議ありませぬければ……

○十八番(前澤木玄太君) 一寸……其意見書に付きまして若し八万一千圓の縣債を起す場合には、其決議は縣參事會に於て代決を爲すと云ふことで宜しいのでせうな

○議長(大門恒作君) 今後から申上げる積りであります、一讀會に於て二三讀會を省略して可決確定に致したいと思ひますが、御異議ありませぬか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大門恒作君) 御異議がないと認めまして起立を用ひずして可決確定致しました

○議長(大門恒作君) 只今の意見書に依りまして、十八番の御意見の如く起債其他の手續を參事會に委任したい

十二月十九日(金曜日)

と云ふ意見書が出て居りますから、之を議題に供して決議致したいと思ひます、書記をして朗讀せしめます
 (書記朗讀)

縣參事會委任ノ件

府縣制第四十二條ニ依リ縣會ノ權限ニ屬スル事件中左ノ事項ヲ縣參事會ニ委任ス
 一、失業救濟事業ノ爲ニナス昭和六年度ノ追加豫算並起債及償還方法其ノ他之ニ伴フ一切ノ件
 昭和五年十二月十九日

柝木縣知事 原田維織殿
 右本會ノ議ニ附セラレシコトヲ

柝木縣會議長 大門恒作

提出者

- 二十番 高山林藏
- 七番 星藤太
- 五番 上野豐雄
- 十八番 前澤木玄太
- 二十二番 飯島徳之助
- 二十四番 相場周一郎
- 二十七番 廣澤彌八郎
- 三十一番 太田五郎
- 三十四番 久保欣一
- 一者 大町和太郎

賛成者

- 二番 石川辰六郎
- 三番 阿久津駒吉
- 四番 大町庄五郎
- 六番 三柴庄藏
- 八番 小平重吉
- 九番 上野順一
- 十番 永岡孝一
- 十一番 藤田勇
- 十二番 螺良源右衛門
- 十三番 坪山徳彌
- 十四番 川上京太郎
- 十五番 大橋英次
- 十六番 八下田勝藏
- 二十一番 大岡恒次郎
- 二十三番 古谷庄平
- 二十五番 桑川和
- 二十六番 高田常四郎
- 二十八番 鈴木桂次郎
- 二十九番 大門恒作
- 三十番 佐久間渡
- 三十二番 前澤忠三郎

三十三番	菊地恒八郎
三十五番	寺本儀作
三十六番	長愛太郎
三十七番	矢部藤七

朽木縣會議長 大門恒作殿

○議長(大門恒作君) 御異議ありませぬか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大門恒作君) 御異議がありませんければ、本案も一讀會に於て二三讀會を省略して確定致したいと思ひますが、御異議ありませぬか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大門恒作君) 御異議がないものと認めて確定致します、本案は確定致しました

○議長(大門恒作君) 次は追第四號議案昭和五年度朽木縣歳入歳出追加豫算書、追第五號議案農山漁村失業對策資金起債及償還方法書、追第六號議案昭和六年度朽木縣歳入歳出追加豫算書、追第七號議案不動産處分の件、追第八號議案昭和五年度朽木縣立學校基本財産歳入歳出追加豫算書、追第九號議案昭和六年度朽木縣立學校基本財産歳入歳出追加豫算書を一括して議題に供し、一讀會を開きます、朗讀は省略致します

昭和五年度朽木縣歳入歳出追加豫算

第七款 歳入臨時部 債 金八拾貳万八千圓

第一項 縣 債 金八拾貳万八千圓

第八款 農山漁村失業對策 貸付金收入 金貳千八百九拾八圓

第一項 農山漁村失業對策 貸付金收入 金貳千八百九拾八圓

歳入臨時部計 金八拾參万八百九拾八圓

歳出臨時部

第二十七款 縣 債 費 金貳千八百九拾八圓

第二項 縣 債 利 子 金貳千八百九拾八圓

第三十六款 農山漁村失業對策 貸付金 金八拾貳万八千圓

第一項 農山漁村失業對策 貸付金 金八拾貳万八千圓

歳出臨時部計 金八拾參万八百九拾八圓

説明

本豫算ノ追加ヲ要スルハ失業救済産業振興ノ對策トシテ農山漁村ニ於テ企畫スヘキ事業ニ對シ政府ヨリ低利資金ノ融通有之ニヨリ之ヲ借受ケ應急對策ヲ講セントスルニ由ル

追第五號議案

農山漁村失業對策資金起債及償還方法

第一條 昭和五年度農山漁村失業對策資金ノ支出ニ充ツル爲大藏省預金部ヨリ金八拾貳万八千圓ヲ借入ルルモ

第二條 本縣債ハ必要ニ應シ債券ヲ發行スルコトアルヘシ

十二月十九日(金曜日)

第三條 債券面ノ種類ハ壹萬圓、五千圓、壹千圓、壹百圓ノ四種以内トス
 第四條 債券ノ發行價格ハ額面ト同額トシ現金ト引換ニ債券ヲ交附スルモノトス
 第五條 本縣債ノ元金ハ別紙償還年次表ノ定ムル處ニ依リ昭和六年度迄据置キ昭和七年度ヨリ同三十二年度迄ニ毎年九月一日、三月一日ノ兩度ニ之ヲ償還ス但シ縣經濟ノ都合ニ依リ低利ニ借換ヘ又ハ元金ノ一部若ハ全部ヲ年次繰上ケ償還スルコトアルヘシ
 第六條 本縣債ノ利子ハ一箇年百分ノ四・二トシ毎年九月一日、三月一日ニ於テ其日迄前六箇月間ニ屬スルモノヲ支拂フ但シ借入ノ月ニ於テハ借入ノ翌日ヨリ償還ノ月ニ於テハ支拂ノ當日迄日割計算ニ依ル
 第七條 債券發行シタルモノノ元金償還ハ債券引換ニ支拂フモノトス
 第八條 本縣債ノ元金償還並利子支拂ノ財源ハ農山漁村失業對策貸付償還金及一般歳入ヲ以テ之ニ充ツ

償還年次表

利率年四分二厘

年	次	元金殘額	償還元金	利子	計
昭和五年度	三月一日	八八、〇〇〇〇	—	—	二、八九八〇〇
	九月一日	八八、〇〇〇〇	—	一七、三八八〇〇	一七、三八八〇〇
同六年度	三月一日	八八、〇〇〇〇	—	一七、三八八〇〇	一七、三八八〇〇
	九月一日	八八、〇〇〇〇	—	一七、三八八〇〇	一七、三八八〇〇
同七年度	三月一日	七八、〇〇〇〇	—	一六、四七六〇〇	一六、四七六〇〇
	九月一日	七八、〇〇〇〇	—	一六、四七六〇〇	一六、四七六〇〇
同八年度	三月一日	七四、〇〇〇〇	—	一五、五四三〇〇	一五、五四三〇〇
	九月一日	七四、〇〇〇〇	—	一五、五四三〇〇	一五、五四三〇〇

年	次	元金殘額	償還元金	利子	計	
						同九年度
同九年度	三月一日	六九、〇〇〇〇	四、一〇〇〇〇	一四、五九五〇〇	六〇、七九五〇〇	
	九月一日	六九、〇〇〇〇	—	一三、六四八〇〇	六五、一四八〇〇	
同十年度	三月一日	四九、〇〇〇〇	五、七〇〇〇〇	一〇、三三三〇〇	六四、〇三三〇〇	
	九月一日	四九、〇〇〇〇	—	一一、四五六〇〇	六四、〇三六〇〇	
同十一年度	三月一日	三八、五〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	八、〇五三五〇	六四、〇五三五〇	
	九月一日	三八、五〇〇〇	—	九、二四三〇〇	六四、〇四三〇〇	
同十二年度	三月一日	三三、〇〇〇〇	三、一〇〇〇〇	六、六〇〇三〇	一〇、〇〇〇三〇	
	九月一日	三三、〇〇〇〇	—	六、八七七五〇	一〇、〇七七五〇	
同十三年度	三月一日	二八、一〇〇〇〇	一、四〇〇〇〇	六、〇一九一〇	一〇、〇一九一〇	
	九月一日	二八、一〇〇〇〇	—	六、三二八九〇	一〇、一八九〇	
同十四年度	三月一日	二六、八〇〇〇〇	一、四〇〇〇〇	五、四四八〇〇	一〇、〇三四八〇	
	九月一日	二六、八〇〇〇〇	—	五、七五一〇〇	一〇、〇三五一〇	
同十五年度	三月一日	二四、一〇〇〇〇	一、五〇〇〇〇	四、八三三〇〇	一〇、〇一三〇〇	
	九月一日	二四、一〇〇〇〇	—	五、二八二〇〇	一〇、一八二〇〇	

同 二十三年度	同 二十二年度		同 二十一年度		同 二十年度		同 十九年度		同 十八年度		同 十七年度		同 十六年度		
	九月一日	三月一日	九月一日	三月一日	九月一日	三月一日	九月一日	三月一日	九月一日	三月一日	九月一日	三月一日	九月一日	三月一日	九月一日
八八、一〇〇〇〇	九三、二〇〇〇〇	九八、一〇〇〇〇	一〇七、三〇〇〇〇	一一六、四〇〇〇〇	一二五、三〇〇〇〇	一三四、一〇〇〇〇	一四二、七〇〇〇〇	一五九、一〇〇〇〇	一六七、一〇〇〇〇	一七五、一〇〇〇〇	一八二、八〇〇〇〇	一九八、六〇〇〇〇	二二四、〇〇〇〇〇	二五、四〇〇〇〇	一九、八九四〇〇
五、一〇〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	四、九〇〇〇〇	九、二〇〇〇〇	九、一〇〇〇〇	八、九〇〇〇〇	八、九〇〇〇〇	八、五〇〇〇〇	八、三〇〇〇〇	八、〇〇〇〇〇	七、九〇〇〇〇	七、七〇〇〇〇	一五、八〇〇〇〇	一五、四〇〇〇〇	四、四九四〇〇	一九、九七〇〇〇
一、八五二二〇	一、九五七二〇	二、〇〇〇一〇	二、二五三三〇	二、四四四四〇	二、六三三三〇	二、八二八二〇	二、九九六七〇	三、一七二〇〇	三、三三三三〇	三、五二二二〇	三、八三八八〇	四、一七〇六〇	四、四九四〇〇	四、一七〇六〇	一九、九七〇〇〇
六、九五三二〇	六、九五七二〇	六、九六〇一〇	一一、四五三三〇	一一、五四四四〇	一二、五二二三〇	一二、七七八二〇	一二、四九六七〇	一二、四七一〇〇	一一、五四三二〇	一一、五二二二〇	一一、五三八八〇	一一、九七〇六〇	一九、八九四〇〇	一九、九七〇〇〇	一一、五三八八〇

同 三十年度	同 二十九年度		同 二十八年度		同 二十七年度		同 二十六年度		同 二十五年度		同 二十四年度	
	三月一日	九月一日	三月一日	九月一日	三月一日	九月一日	三月一日	九月一日	三月一日	九月一日	三月一日	九月一日
一五、六〇〇〇〇	一八、六〇〇〇〇	二四、一〇〇〇〇	二九、五〇〇〇〇	三四、八〇〇〇〇	四〇、〇〇〇〇〇	四五、一〇〇〇〇	五〇、一〇〇〇〇	五五、〇〇〇〇〇	五九、八〇〇〇〇	六四、四〇〇〇〇	六九、〇〇〇〇〇	七三、五〇〇〇〇
三、〇〇〇〇〇	三、〇〇〇〇〇	五、五〇〇〇〇	五、四〇〇〇〇	五、三〇〇〇〇	五、二〇〇〇〇	五、一〇〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	四、九〇〇〇〇	四、八〇〇〇〇	四、六〇〇〇〇	四、六〇〇〇〇	四、五〇〇〇〇
三、七六〇	三、九〇六〇	五、〇六一〇	六、一九五〇	七、三〇八〇	八、四〇〇〇	九、四七二〇	一、〇五二二〇	一、一五五〇〇	一、二五五八〇	一、三五二四〇	一、四四九〇〇	一、五四三三〇
三、三七六〇	三、三九〇六〇	六、〇〇六一〇	六、〇一九五〇	六、〇三〇八〇	六、〇四〇〇〇	六、〇四七二〇	六、〇五二二〇	六、〇五五〇〇	六、〇五五八〇	五、九五二四〇	六、〇四九〇〇	六、〇四三三〇

計	同三十一年度		同三十二年		計	同三十一年度	同三十二年
	九月一日	三月一日	九月一日	三月一日			
	二、六〇〇〇	三、一〇〇〇	二、四六〇	三、三九五〇		二、四六〇	三、三九五〇
	九、五〇〇〇	三、一〇〇〇	一九五〇	三、三九五〇		一九五〇	三、三九五〇
	六、三〇〇〇	三、一〇〇〇	一、三三〇	三、三三〇		一、三三〇	三、三三〇
	三、一〇〇〇	三、一〇〇〇	六五〇	三、一六五〇		六五〇	三、一六五〇
	八六、〇〇〇〇	二七五、二八〇	一、一〇〇、一四二〇			二七五、二八〇	一、一〇〇、一四二〇

備考 借入年度ノ利子ハ一ヶ月ヲ計上ス

追第六號議案

昭和六年度栃木縣歳入歳出追加豫算

歳入 臨時部

第七款

農山漁村失業對策貸付金收入

金參万四千七百七拾六圓

第一項

農山漁村失業對策貸付金收入

金參万四千七百七拾六圓

第二十九款

歳出 臨時部 縣債 債費

金參万四千七百七拾六圓

第二項

縣債 債利子

金參万四千七百七拾六圓

第七號議案

不動産處分ノ件

舊河内郡役所敷地左記ニ依リ賣却セントス

一、土地ノ表示及段別

栃木縣宇都宮市宇一條町千百五拾八番

貳段四畝拾四步

同 宇江野町參千百六番

六畝貳拾八步

同 宇池上町參千參拾九番

四畝壹步

計 金五万圓 參反五畝拾參步

一、拂下代價

金五万圓

一、拂下出願人

東京市本所區小梅瓦町四拾九番地

東武鐵道株式會社

一、拂下ノ方法

隨意契約ニ依リ賣却

一、拂下代金ノ管理方法

特別會計栃木縣立學校基本財産ニ編入

第八號議案

昭和五年度栃木縣立學校基本財産歳入歳出追加豫算

歳入

第二款

土地賣却代

金五万圓

第一項

土地賣却代

金五万圓

歳出

第二款

縣立學校基本財産編入

金五万圓

第一項

基本財産編入

金五万圓

說明

十二月十九日(金曜日)

本豫算ノ追加ヲ要スルハ東武鐵道株式會社ニ賣却スヘキ舊河内郡役所敷地代金ヲ本基金ニ編入セントスルニ由ル

二七二

第九號議案

昭和六年度朽木縣立學校基本財産歳入歳出追加豫算

歳入	歳出
第一款 縣立學校基本財産收入	金貳千九百圓
第一項 基本財産收入	金貳千九百圓
第二款 縣立學校基本財産編入	金貳千九百圓
第一項 基本財産編入	金貳千九百圓

説明

本豫算ノ追加ヲ要スルハ東武鐵道株式會社ニ賣却スヘキ舊河内郡役所敷地代ヨリ生スル預金利子アルニ由ル

〔一讀會異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大門恒作君) 一讀會御異議ありませぬか

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大門恒作君) 御異議がないものと認めて決定致します、續いて二讀會を開きます

〔二讀會異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大門恒作君) 二讀會に於て三讀會を省略して可決確定と致して御異議ありませぬか

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大門恒作君) 御異議ないと認めて可決確定致しました——暫時休憩致します

午後八時五十四分休憩

午後十一時二十七分開議

出席議員 同上

○議長(大門恒作君) 休憩前に引續き開會致します、只今の出席議員三十五名、他は事故缺席であります、副議長(大門恒作君)の辭表が提出になりましたから、此際日程を變更致しまして副議長(大門恒作君)の選舉を行ひたいと思ひますが宜しうございますか

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大門恒作君) それでは是より副議長(大門恒作君)の選舉を行ひます

○三十番(佐久間渡君) 時間も切迫致して居りますから選舉の手續を省略致しまして、議長指名に依つて選舉を修了致したいと思ひます、此動議を提出致します

〔賛成〕〔異議なし〕の聲起る

○議長(大門恒作君) 満場御異議ありませぬか

〔異議なし〕〔異議なし〕の聲起る

○議長(大門恒作君) 満場御異議がございませぬければ左様決定致します、直ちに指名致します

阿久津 駒吉君

を指名致します、御異議ありませぬか

〔異議なし〕〔異議なし〕の聲起る

○議長(大門恒作君) 御異議がなければ左様決定致します

○三番(阿久津駒吉君) 不肖私が満場一致を以て副議長(大門恒作君)の榮職に當選致しましたことを感謝致します、固より私

十二月十九日(金曜日)

二七三

は其任でないことを覺つて居りますが故に、今後同僚諸君の御援助と御指導とに依りまして職責を全うしたいと思ひます、何分諸君の御指導の程をお願い致して御挨拶に代へる次第であります

(拍手起る)

○議長(大門恒作君) お諮り致します、名譽職參事會員長愛太郎君、寺本儀作君、矢部藤七君、高田常四郎君、螺良源右衛門君、上野順一君、阿久津駒吉君、大橋英次君の御辭任に依りまして、現補充員が就任しまして異動を生じた通知が参つて居ります、之に依りまして補充員八名の補關選舉を行はなければなりませんので、此際日程を變更して直ちに其選舉を行ひたいと思ひますが御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大門恒作君) 御異議なければ左様決定して選舉を行ひます

○三十番(佐久間渡君) 補充員八名の選舉も、選舉の手續を省略して議長指名推薦に致したいと思ひます、此動議を提出致します

(「賛成々々」の聲起る)

○議長(大門恒作君) 滿場御異議ありませんか

(「異議なし」「異議なし」の聲起る)

○議長(大門恒作君) 御異議なければ左様決定致します、直ちに指名致します、八名の順位を申し上げます

- 第一順位 鈴木桂次郎君
- 第二順位 石川辰六郎君
- 第三順位 桑川和平君
- 第四順位 大橋英次君
- 第五順位 廣澤彌八郎君

以上を指名致します、御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大門恒作君) 御異議なければ左様に決定致します

○議長(大門恒作君) 次には日程の昭和四年度栃木縣歳入歳出決算書を議題に供します、一讀會を開きます

(議案略之)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大門恒作君) 一讀會御異議ないと認めて決定致します、直ちに二讀會を開きます、此際御委託して置きました委員長の御報告を求めます

(十三番坪山徳彌君登壇)

○十三番(坪山徳彌君) 大分時間も経過して居りますから簡単に委員會の結果を御報告申し上げます、委員會は去る十五日に開會を致しましてより以來、連日諸帳簿に付きましては特に周到なる調査を致したのであります、殊に屢々當議場の問題になりました、元縣屬常井某に對する費消事件、其他縣税の未納額に對し、又税外收入の未收入金等に對しましては、特に綿密なる調査を致したのであります、其結果次のやうな希望意見を附しまして、委員會は滿場一致承認を與へることに致したのであります

元栃木縣屬常井淡が昭和二年十一月二十八日ヨリ昭和四年十一月二十一日迄ノ間ニ於テ縣ノ收金其他ノ縣金中三十余回ニ亘リ合計金六万九千二百八十六圓九十五錢ヲ横領シ縣ニ損害ヲ蒙ラシメタルノミナラズ四年度決算ノ一般會計歳計剩餘額ト現金トニ於テ二万五百七十圓及ヒ特別會計市町村立小學校教員恩給金ノ歳計剩

十二月十九日(金曜日)

餘金額ト現金トニ於テ金三百四十圓九十九錢ノ相違ヲ來サシムルニ至リタルハ甚ダ遺憾トスル所也是レ畢竟事務取扱上注意ノ到ラザリシニ基因スルモノト認ム將來現金出納ニ關シテハ特ニ留意ノ上處理スルト共ニ一面現在多額ノ縣稅及稅外未收入金ノ收納ニ就イテハ一段ノ努力アランコトヲ望ム
以上のやうな希望意見を附しまして、委員會は滿場一致原案を承認することになつたのであります、以上簡單に委員會の結果を御報告申し上げます

○議長(大門恒作君) 只今の委員長の報告通り御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大門恒作君) 御異議がなければ二讀會に於て三讀會を省略して確定に致したいと思ひますが、御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大門恒作君) 御異議がありませんければ起立を用ひず左様決定を致します、本案は確定致しました――是にて縣提出の議案及議員提出の議案全部を議了致しましたが、若し議決漏れのものがありましたならば、原案の通り可決確定したものと御承知置きを願ひたいと思ひます、尙ほ本年は數項に亘り多額の修正等もありました爲に、違算誤記等もあるかも知れませぬが、其點は當局者に訂正方を一任したいと云ふことに決定したと御承知置きを願ひたいと思ふのであります

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大門恒作君) 各員より多數の意見書が出て居りますが、残らず大多數の諸君の提出又は賛成になつて居ります、時間がありますから便宜上表題だけを朗讀致しまして決定致したいと思ひます

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大門恒作君) それでは意見書を一括致しまして議題に致します、書記をして朗讀せしめます

(書記朗讀)

鬼怒川堰堤ニ關スル意見書

内務大臣安達謙藏閣下

鬼怒川洪水防止ノ爲メ上流塩谷郡三依村五十里ニ築設中ナル堰堤ハ寔ニ適切ナル施設ニシテ下流民ノ受クル恩澤蓋シ大ナルモノアルヘキヲ信ス而シテ同川ニ依ル灌漑面積ハ河内芳賀塩谷ノ三郡ニ涉リ實ニ數千町歩ニ達シ然モ最近水量ノ激減ニ因リ甚シキ早害ヲ被レル實況ニアルニ鑑ミ本縣會ハ茲ニ其ノ決議ヲ敢テシ閣下ノ御英斷ヲ仰カントス偏ヘニ希クハ閣下本縣會ノ熱誠ヲ諒トシ該堰堤ヲシテ洪水防止ト共ニ灌漑用水トシテ利用ノ途ヲ講セラレンコトヲ

右度ミテ意見書捧呈仕候也

昭和五年十二月

栃木縣會議長 大門恒作

内務大臣 安達謙藏閣下

右本會ノ議ニ附セラレンコトヲ

昭和五年十二月十九日

提出者

賛成者

- | | |
|------|-------|
| 二十九番 | 大門恒作 |
| 二十一番 | 大岡恒次郎 |
| 一番 | 大町和太郎 |
| 二番 | 石川辰六郎 |
| 三番 | 阿久津駒吉 |

十二月十九日(金曜日)

二七八

四番	大町庄五郎
五番	上野豐雄
六番	三柴庄藏
七番	星平藤太
八番	小平重吉
九番	上野順一
十番	永岡孝一
十一番	藤岡田勇
十二番	螺良源右衛門
十三番	坪山德彌
十四番	川上京太郎
十五番	大橋英次
十六番	八下田勝藏
十八番	前澤木玄太
二十番	高山林藏
二十二番	飯島德之助
二十三番	古谷庄平
二十四番	相場周一郎
二十五番	桑川和郎
二十六番	高田常四郎
二十七番	廣澤彌八郎

二七九

二十八番	鈴木桂次郎
三十番	佐久間渡
三十一番	太田五郎平
三十二番	前澤忠三郎
三十三番	菊地恒八郎
三十四番	久保欣一
三十五番	寺本儀作
三十六番	長愛太郎
三十七番	矢部藤七

朽木縣會議長 大門恒作殿

鬼怒川水利ニ關スル意見書

鬼怒川ハ其ノ流域數万町歩ヲ灌溉スル水利上重大ナル關係ヲ有スル河川ナリ然ルニ本流水ヲ利用シ大正二年以來鬼怒川水力電氣株式會社カ上流ニ發電所ヲ設置シ爲メニ其ノ所要發電力ノ多寡ニ依リテ毎日流水量ニ著シキ増減ヲ生セシメ人爲的ノ侵旱水ニ因ル灌溉上ノ損害實ニ甚大ニシテ下流農民ノ生活上ニ脅威ヲ與フルカ爲右會社ニ對スル怨嗟ノ聲日々ニ嵩ク之ヲ放置スル時ハ前途眞ニ寒心ニ堪エサルモノアリ當局ハ下流農民救濟ノ爲メ會社ニ對シテ許可命令ヲ嚴守セシムルハ勿論流水量ニ増減ヲ來サシメサル様直ニ適當ノ措置ヲ講セラレタシ右意見書及提出候也

昭和五年十二月十九日

提出者

二十一番

大岡恒次郎

十二月十九日(金曜日)

二七九

賛成者 二十九番 大門恒作

二八〇

一 番 大町和太郎
二十番 高山林蔵
二十三番 古谷庄平
二十四番 相場周一郎
二十五番 糸川和郎
二十六番 高田常四郎
二十七番 廣澤彌八郎
二十八番 鈴木桂次郎
三十番 佐久間渡郎
三十一番 太田五郎平
三十二番 前澤忠三郎
三十三番 菊地恒八郎
三十四番 久保欣一郎
三十五番 寺本儀作
三十六番 長部愛太郎
三十七番 矢部藤七

栃木縣會議長 大門恒作殿

耕地事業ニ關スル意見書

内務大臣 安達謙蔵閣下

人口ノ増加食糧ノ需要年ト共ニ著シク耕地ノ擴張改良ノ要日ヲ追テ切ナルモノアリ然ルニ現下農村ハ未曾有ノ不況ニ際會シ自ラ斯種事業ヲ企圖シテ然モ之カ遂行ノ力ヲ缺クノ状態ニ在リ加フルニ疲弊シタル農村ハ新ニ失業者ノ増加ヲ來スノ傾アルヲ見ル本縣會ハ此ノ現状ニ鑑ミ一ハ食糧自給自足ノ途ヲ圖リ一ハ農村ノ疲弊救済ト失業ノ防止及救済ノ目的ヲ以テ茲ニ其ノ決議ヲ敢テス偏ニ希クハ閣下本縣會ノ熱意ヲ諒トシ別紙ノ事項ニ關シ政府ニ於テ應急ノ策ヲ樹テラルヘク適當ノ御措置アラレンコトヲ右度ミテ意見書捧呈仕候也

昭和五年十二月

栃木縣會議長 大門恒作

内務大臣 安達謙蔵閣下

右本會ノ議ニ附セラレンコトヲ

昭和五年十二月十九日

提出者

二十番 高山林蔵
三十七番 矢部藤七

賛成者

一 番 大町和太郎
二十一番 大岡恒次郎
二十三番 古谷庄平
二十四番 相場周一郎

十二月十九日(金曜日)

二八一

二十五番	永岡孝一
二十六番	上野順一
二十七番	小野重吉
二十八番	星平太
二十九番	星藤藏
三十番	佐久間渡
三十一番	太田五郎
三十二番	前澤忠三郎
三十三番	菊地恒八郎
三十四番	久保欣一郎
三十五番	寺本儀作
三十六番	長川愛太郎
三十七番	石川辰六郎
三十八番	阿久津駒吉
三十九番	大町庄五郎
四十番	上野豐雄
四十一番	三柴庄藏
四十二番	星柴藏
四十三番	小野重吉
四十四番	上野重吉
四十五番	小野重吉
四十六番	上野重吉
四十七番	上野重吉
四十八番	上野重吉
四十九番	上野重吉
五十番	上野重吉

栃木縣會議長 大門恒作殿

耕地事業ニ關スル意見要項

一、耕地事業資金借入金償還方法等ニ關スル件
 資金償還困難ノ原因ハ農産物價下落或ハ不測ノ障害等ニアリ之カ償還ノ義務ヲ完フシ事業ノ完成ヲ期スルニ

- ハ 一、中間据置ヲ認ムルコト
 - 二、低利資金ノ借替ニ依リ年賦期限ヲ延長スルコト
 - 三、借入償還中ノモノニ對シテモ利子ヲ低下スルコト
- 等ノ如キ趣旨ニ於テ適當ナル途ヲ講セラル、ニアラスンハ事實不可能ノ状態ニアリ
 若シ現行法ノ解釋運用上不可能ノ點アラバ急迫ノ事態ニ對シ緊急勅令ヲ以テ解決セラレ尙今期議會ニ於テ法律ヲ改正セラレ以テ實際ニ應スルノ措置アランコトヲ望ム

二、開墾助成及用排水幹線改良事業ノ政府豫算ニ關スル件
 昭和六年度ニ於ケル開墾助成事業並用排水幹線改良事業ニ對スル政府ノ豫算ハ曩ニ本年八月六日帝國耕地協會主催ノ第四回全國耕地事業者大會實行委員協議會ノ決議ヲ以テ開墾助成事業ハ三萬町歩用排水幹線改良事

十一番	藤田勇
十二番	螺良源右衛門
十三番	坪山徳彌
十四番	川上京太郎
十五番	大橋英次
十六番	八下田勝藏
十七番	前澤木玄太

業ハ十萬町歩以上ニ相當スル豫算ヲ計上サレタキ旨陳情シ置キタル趣ナルモ反聞スル所ニ依レハ僅ニ開墾助成事業ハ壹千町歩用排水幹線改良事業ハ五千町歩計上セラレタルカ如シ右ノ如キハ殆ント豫算ノ計上無キト等シク事業者トシテ忍フ能ハサル所ナリ依テ要望ノ面積ニ對シテハ萬障ヲ排シテ實現シ得ル様追加豫算ヲ計上セラレ度若シ財政上困難ナリトセハ農村救済及失業救済ノ意味ニ於テ公債ヲ募集シテ之ニ充テラレンコトヲ望ム

三、開墾助成ノ指令前工事開始ニ關スル件

本件ニ就テハ既ニ本年八月六日帝國耕地協會主催第四回全國耕地事業者大會實行委員會ノ決議ニ基キ懇請シ置キタル趣ナルモ未タ貫徹スルニ至ラス目下益々急迫ノ事情ニ立至リタルヲ以テ助成ノ指令前ニ於テ工事ニ着手シ得ルコトヲ容認スル様救済ノ途ヲ講セラレンコトヲ望ム

以上

諮問中不認可ニ屬シタル路線ノ縣道編入ニ關スル意見書

左記ノ各路線ハ本縣會ノ決議シタル諮問案中大正十三年六月九日及ヒ昭和五年五月十七日ニ不認可ノ指令ニ接シタル路線ニ候得共交通運輸上ノ不便尠カラス候間至急縣道編入ノ御處置ヲ仰キ度此ノ段重ネテ本縣會ノ決議ニ基キ敢テ意見書捧呈仕候也

昭和五年十二月

栃木縣知事 原田維繼閣下

大正十三年六月九日不認可ノ分

- 一、東大芦栃木線 東大芦村、栃木町
- 一、安中葛生線 吹上村、皆川村
- 一、町屋小俣停車場線 小俣町、小俣停車場

栃木縣會議長 大門 恒 作

- 一、鹽原新湯線 鹽原町、新 湯
- 一、赤瀧矢板線 泉 村、矢板町
- 一、八ッ木祖母井線 八ッ木、祖母井町
- 一、須藤茂木線 須藤村、茂木町

昭和五年五月十七日不認可ノ分

- 一、皆川合戰場線 皆川村、合戰場
- 一、小野寺岩船停車場線 小野寺村岩船停車場
- 一、長倉祖母井線 祖母井町茨城縣界
- 一、祖母井仁井田停車場線 祖母井町仁井田停車場
- 一、羽生田合戰場線 羽生田、合戰場
- 一、栃木出流線 栃木町、寺尾村出流
- 一、梁田中野停車場線 梁田村、群馬縣界

右本會ノ議ニ附セラレンコトヲ

昭和五年十二月十九日

提出者

- 一 大町和太郎
- 二 石川辰六郎
- 三 阿久津駒吉
- 四 大町庄五郎
- 五 上野豐雄
- 六 三柴庄藏

十二月十九日(金曜日)

二八五

七番	星藤吉太
八番	小平重
九番	上野順一
十番	永岡孝一
十一番	藤田勇
十二番	螺良源右衛門
十三番	坪山徳彌
十四番	川上京太郎
十五番	大橋英次
十六番	八下田勝藏
十八番	前澤木玄太
二十番	高山林藏
二十一番	大岡恒次郎
二十二番	飯島徳之助
二十三番	古谷庄平
二十四番	相場周一郎
二十五番	糸川和
二十六番	高田常四郎
二十七番	廣澤彌八郎
二十八番	鈴木桂次郎
二十九番	大門恒作

朽木縣會議長 大門恒作殿

佐野町立商業學校ノ縣管移管ニ關スル意見書

朽木縣知事原田維繼閣下

夫レ學校ハ開明ノ種子也實用ハ開明ノ田園也若シ種子ニシテ田園ニ播カサレハ以テ收穫ヲ得ヘカラス學術ニシテ實用ニ試ミサレハ以テ開明ト爲スヘカラス然リ而シテ管理ニシテ其ノ機宜ヲ得ル無クンハ折角耕耘シタル田園モ竟ニ荒蕪ニ歸セサルヲ得ス銳意選擇シタル種子モ亦タ畫餅ト爲ラサルヲ得ス豫メ其ノ局ニ當ル者ノ特ニ留意ヲ要スルハ洵ニ此ノ一事ニ在リ矣即チ本縣會ハ公平無私ノ位地ニ立脚シテ之ヲ見ル彼ノ佐野町立商業學校ノ現狀ハ些ノ遺憾無シトセス所謂毫厘千里ノ理同校ノ前途ハ大ニ懸念無シトセス閣下切ニ希クハ特ニ吏僚ニ下命シ審ニ其ノ内容ヲ調査シ寧ロ斷々乎トシテ縣管移管ノ快舉ヲ執リ以テ同校現在及ヒ將來ノ子弟幾万ノ頭上ニ一大光明ヲ放射セラレンコトヲ

右本會ノ決議ヲ以テ意見書捧呈仕候也

昭和五年十二月

十二月十九日(金曜日)

栃木縣知事 原田維繼閣下
 右本會ノ議ニ附セラレンコトヲ
 昭和五年十二月十九日

栃木縣會議長

大門恒作

二八八

提出者

賛成者

三十四番	久保欣一
二十八番	鈴木桂次郎
一番	大町和太郎
二十番	高山林藏
二十一番	大岡恒次郎
二十三番	古谷庄平
二十四番	相場周一郎
二十五番	桑川和四郎
二十六番	高田常四郎
二十七番	廣澤彌八郎
二十九番	大門恒作
三十番	佐久間渡
三十一番	太田五郎
三十二番	前澤忠三郎
三十三番	菊地恒八郎

栃木縣會議長 大門恒作殿

農業教育施設ニ關スル意見書

縣下ノ中等學校ノ施設ハ中等學校網ノ完成ト共ニ漸ク成備シ得タルモ農業教育ノ施設ニアリテハ僅カニ四校アルノミニシテ而モ本縣下農家ノ現狀ニ徴シ眞ニ缺ヲ採ツテ起ツベキ農村中堅人物ヲ養成スベキ施設ニ至リテハ甚タ遺憾ノ點多シ近時縣下各町村ニ於テ公民學校其他實際農耕ニ適應セル教育機關ノ設置ヲ見ルモノ多シ是等ノ施設ハ眞ノ農業教育振興上適當ナル方策ナリト信ズ縣ハ如上ノ見地ヨリ益々是等ニ對シ獎勵ノ途ヲ啓カレンコトヲ

右意見書提出候也

昭和五年十二月

栃木縣會議長

大門恒作

栃木縣知事 原田維繼殿

右本會ノ議ニ附セラレンコトヲ

昭和五年十二月十九日

提出者

賛成者

二番	石川辰六郎
三番	阿久津駒吉

十二月十九日(金曜日)

二八九

- 四番 大町庄五郎
- 五番 上野藤雄
- 六番 星野重吉
- 七番 小野重一
- 八番 上野順一
- 九番 永岡孝一
- 十番 藤岡孝一
- 十一番 藤源右衛門
- 十二番 螺良山德彌
- 十三番 坪山德太郎
- 十四番 川上京太郎
- 十五番 大橋英次
- 十六番 八下田勝藏
- 十七番 前澤木玄太
- 十八番 飯島德之助
- 十九番
- 二十番
- 二十一番
- 二十二番

栃木縣會議長 大門恒作殿

渡良瀬川架橋促進ニ關スル意見書

本縣安蘇郡佐野地方ト群馬縣下館林地方トハ古來ヨリ經濟上密接ニシテ唇齒輔車ノ關係ヲ有シ其交通ハ極メテ頻繁ナルニ不拘兩縣間ニ介在セル渡良瀬川ハ不完全ナル渡橋ニヨリ僅カニ聯絡ヲナシ居ル狀況ナリ然ルニ右渡橋ハ素ヨリ積載重量ヲ制限ヲ加ヘラル、ノミナラズ出水期タル五六月ノ候ヨリ九月迄ノ間ハ河水汎濫ノタメ渡橋ヲ撤去サレ交通杜絶スルコト一ヶ月ノ久シキニ及ビ産業經濟上將タ交通上地方民ノ蒙ムル不利不便夥シキモ

ノアリ縣ハ速カニ關係群馬縣ト折衝シ實地調査ノ上右架橋實現ノ舉ニ出ラレンコトヲ右意見書提出候也

昭和五年十二月

栃木縣會議長 大門恒作

栃木縣知事 原田維織殿
右本會ノ議ニ附セラレンコトヲ
昭和五年十二月十九日

- 提出者
- 十六番 八下田勝藏
- 二十八番 鈴木桂次郎
- 三十四番 久保欣一
- 一者
- 二番 大町和太郎
- 三番 石川辰六郎
- 四番 阿久津駒吉
- 五番 大町庄五郎
- 六番 上野藤雄
- 七番 星野重吉
- 八番 小野重一
- 九番 上野順一
- 十番 永岡孝一

十一番	藤田勇
十二番	螺良源右衛門
十三番	坪山徳彌
十四番	川上京太郎
十五番	大橋英次
十八番	前澤木玄太
二十番	高山林藏
二十一番	大岡恒次郎
二十二番	飯島徳之助
二十三番	古谷庄平
二十四番	相場周一郎
二十五番	糸川和四郎
二十六番	高田常四郎
二十七番	廣澤彌八郎
二十九番	大門恒作
三十番	佐久間渡
三十一番	太田五郎平
三十二番	前澤忠三郎
三十三番	菊池恒八郎
三十五番	寺本儀作
三十六番	長愛太郎

二九二

栃木縣會議長 大門恒作殿

三十七番 矢部藤七

永野川改修ニ關スル意見書
 栃木縣知事 原田維織閣下

抑モ永野川ハ下都賀郡西南部ノ平野ヲ縦貫スル一ノ河川ニシテ由來灌漑ノ便益頗ル多大ナリト雖トモ其ノ流路タルヤ蜿蜒屈曲シ其ノ河幅タルヤ廣狹其ノ度ニ適セズ若シ夫レ一朝雨期ニ際會スルヤ洪水暴漲濁浪氾濫其ノ災害洵ニ世間ノ意料以外ニ屬ス本縣亦タ茲ニ見ル所有リ前年河身ノ改修工事ヲ施設セラレタルハ全ク其ノ機宜ヲ得タルモノニシテ關係人民ノ感謝措ク能ハサルハ蓋シ言ヲ要セサル所ナリト雖モ而モ其ノ工事タルヤ同河川ノ富山村以北及ヒ部屋村以南即チ其ノ頭尾ヲ改修シタルニ止マリ最モ重要ナル中腹部ヲ閉却シ去リタルハ甚タ遺憾ニ禁ヘサル所也閣下切ニ希クハ治水ノ本義ヨリ之レヲ照覽シ速カニ適正ノ案ヲ具シテ同川改修工事ノ大成ヲ期セラレンコトヲ

右本會ノ決議ヲ以テ意見書捧呈仕候也
 昭和五年十二月

栃木縣知事 原田維織閣下
 右本會ノ議ニ附セラレンコトヲ
 昭和五年十二月十九日

栃木縣會議長 大門恒作

提出者

二十番 高山林藏
 三十二番 前澤忠三郎

十二月十九日(金曜日)

二九三

賛成者

- 一 番 大町和太郎
- 二十一 番 大岡恒次郎
- 二十三 番 古谷庄平
- 二十四 番 相場周一郎
- 二十五 番 糸川和
- 二十六 番 高田常四郎
- 二十七 番 廣澤彌八郎
- 二十八 番 鈴木桂次郎
- 二十九 番 大門恒作
- 三十 番 佐久間
- 三十一 番 太田五郎
- 三十三 番 菊地恒八郎
- 三十四 番 久保欣一
- 三十五 番 寺本儀
- 三十六 番 長愛太郎
- 三十七 番 矢部藤七

柗木縣會議長 大門恒作殿

蛇尾川ニ新橋梁ヲ架設スル意見書

柗木縣知事 原田維繼閣下

若シ夫レ道路ニシテ中途ニ其ノ橋梁ノ架設アル無クハ交通機關トシテ其ノ効果ノ一半ヲ設了スルヤ素ヨリ多
 言ヲ須ヒス即チ橋梁ハ道路ノ唯一生命ナリ要スルニ道路ニ賴ル交通及ヒ事業ノ機關ハ此ノ橋梁ノ架設ヲ見始メ
 テ各々十分ニ活躍スルコトヲ得人文ノ開發於是乎速カニ世運ノ進歩於是乎著ルシ矣之レヲ再言スルニ市町村ニ
 於ケル府縣ニ於ケル道路ニ及ホス橋梁ノ用タルヤ尙ホ且ツ然リ況ンヤ邦土ノ一大脊道タル國道ニ於テヤ然ル
 ニ那須郡東那須野村地内第四號國道ヲ横斷スル蛇尾川ニ對シ今將タ此ノ國家的肝要ノ交通機關ヲ缺クニ昭和聖
 代ノ一遺憾事ナラストセンヤ閣下切ニ希クハ明鑑ヲ垂レ速カニ此ノ蛇尾川橋梁新架ノ英舉ニ出テラレンコトヲ
 右本會ノ決議ニ基キ意見書捧呈仕候也

昭和五年十二月

柗木縣會議長 大門恒作

柗木縣知事 原田維繼閣下

右本會ノ決議ニ附セラレンコトヲ

昭和五年十二月十九日

提出者

- 三十三 番 菊地恒八郎
- 一 番 大町和太郎
- 二十 番 高山林藏
- 二十一 番 大岡恒次郎
- 二十三 番 古谷庄平
- 二十四 番 相場周一郎
- 二十五 番 糸川和平

十二月十九日(金曜日)

栃木縣會議長 大門恒作殿

二十六番 高田常四郎
 二十七番 廣澤彌八郎
 二十八番 鈴木桂次郎
 二十九番 大門恒作
 三十番 佐久間渡
 三十一番 太田五郎平
 三十二番 前澤忠三郎
 三十三番 久保欣一郎
 三十四番 寺本儀作
 三十五番 長部愛太郎
 三十六番 矢部藤七
 三十七番

二九六

大田原今市線鬼怒川架橋ニ關スル意見書

縣道大田原今市線ハ那須壩谷河内上都賀ノ四郡ヲ連絡スル重要路線ニシテ交通最モ頻繁ヲ極ム然ルニ該路線中壩谷郡船生村大字船生及ヒ河内郡豐岡村大字大渡間ノ鬼怒川ハ渡船ヲ以テ辛ウシテ交通ノ便ヲ圖ルノ現況ニアリ殊ニ夏時洪水期ニ於テハ忽チ交通杜絶ノ状態ニ陥リ地方開發上甚タ遺憾ナリ縣ハ速カニ本意見書ノ趣旨ヲ採納サレ橋梁新架ノ方策ニ出テラレンコトヲ右意見書提出候也

栃木縣知事 原田維織殿

栃木縣會議長 大門恒作

右本會ノ議ニ附セラレンコトヲ

提出者 贊成者
 十番 永岡孝一
 九番 小野順一
 八番 小野重吉
 七番 星野重太郎
 六番 上野豐雄
 五番 大町庄五郎
 四番 阿久津駒吉
 三番 石川辰六郎
 二番

二十番 飯島德之助
 十九番 前澤木立太
 十八番 八下田勝藏
 十七番 大橋英次
 十六番 川上京太郎
 十五番 坪山德彌
 十四番 螺良源右衛門
 十三番 藤田勇
 十二番 藤野順一
 十一番 上野順一
 十番 小野重吉
 九番 星野重太郎
 八番 上野豐雄
 七番 大町庄五郎
 六番 阿久津駒吉
 五番 石川辰六郎
 四番 永岡孝一

栃木縣會議長 大門恒作殿

十二月十九日(金曜日)

二九七

渡良瀬川架橋ニ關スル意見書

足利郡毛野村大字北猿田同郡梁田村大字福富間ノ縣道中渡良瀬川ニ架セル木橋ハ甚ダ不完全ニシテ一朝洪水等ノ場合ハ忽チ交通ヲ杜絶セシメ減水後ト雖モ辛ウシテ渡船ニ待チ交通ヲ維持スルノ現況ニアリ而ウシテ該路線ハ縣南ノ要部タル足利市ヨリ群馬縣ヲ經テ東京市ニ通スル要路ニシテ最近交通運輸ノ頻繁ナルニ鑑ミ當局ニ於テモ着々路面擴張ノ舉ニ出デラレツ、アリ然ルニ右架橋ノ不完全ノタメニ有終ノ美果ヲ收ムルコトヲ得サルハ地方開發上甚タ遺憾ナリ希クハ縣ハ本意見書ノ本旨ヲ採擇セラレ速カニ架橋ノ舉ニ出デラレンコトヲ右意見書提出候也

昭和五年十二月

栃木縣會議長 大門恒作

栃木縣知事 原田維織殿

右本會ノ議ニ附セラレンコトヲ

提出者

川上京太郎

贊成者

石川辰六郎

阿久津駒吉

大町庄五郎

上野豐雄

星野藤太

小平重吉

上野順一

九番

八番

七番

五番

四番

三番

二番

十一番

永岡孝一

藤田勇

十二番

螺良源右衛門

十三番

坪山德彌

十五番

大橋英次

十六番

八下田勝藏

十八番

前澤木玄太

二十二番

飯島德之助

栃木縣會議長 大門恒作殿

茂木農學校及茂木家政女學校ノ縣移管ニ關スル意見書

芳賀郡茂木町外三ヶ村組合立茂木農學校茂木家政女學校ハ大正十一年四月ノ創設ニ係リ現在

敷地 四千九十一坪

實習地田 六反二畝二十一步

畑 四反八畝步

建築 校舍 三百四十五坪

生徒 百八十人 内男七十五人 女百五人

ヲ有シ芳賀郡北部實業教育ニ關スル重要施設トシテ其ノ振興ニ貢獻シツ、アリ然レドモ現下ノ深刻ナル不況ノタメ町村財政窮乏ノ結果トシテ之ガ維持經營極メテ困難ヲ感ジツ、アリ實業教育振興ノ急務ナル時之ガ完全ナル維持經營ヲ爲サントセバ須ク之ヲ縣立學校タラシメザルベカラズ依テ速ニ兩校ヲ縣ニ移管セラレンコトヲ右意見書提出候也

十二月十九日(金曜日)

昭和五年十二月

栃木縣知事 原田維織殿
右本會ノ議ニ附セラレシコトヲ
昭和五年十二月十九日

栃木縣會議長 大門恒作

三〇〇

提出者

贊成者

四番	大町庄五郎
二十三番	古谷庄平
二十七番	廣澤彌八郎
一番	大町和太郎
二番	石川辰六郎
三番	阿久津駒吉
五番	上野豐雄
七番	星野重太郎
八番	小野重吉
九番	上野順一
十番	永岡孝一
十一番	藤岡孝一
十二番	螺良源右衛門
十三番	坪山徳彌

十四番	川上京太郎
十五番	大橋英次
十六番	八下田勝藏
十八番	前澤木玄太
二十番	高山林藏
二十一番	大岡恒次郎
二十二番	飯島徳之助
二十四番	相場周一郎
二十五番	桑川和郎
二十六番	高田常四郎
二十八番	鈴木桂次郎
二十九番	大門恒作
三十番	佐久間渡
三十一番	太田五郎平
三十二番	前澤忠三郎
三十三番	菊地恒八郎
三十四番	久保欣一郎
三十五番	寺本儀作
三十六番	長本愛太郎
三十七番	矢部藤七

栃木縣會議長 大門恒作殿

十二月十九日(金曜日)

三〇一

川西警察署改築ニ關スル意見書

那須郡川西警察署ハ分署タリシ當時ノ建築ニシテ其構造小ニシテ本署ニ昇格スルト共ニ署員モ増加シ且ツ事故ノ激増ヲ見ルニ至リ事務室其他ノ狹隘ニヨル不便甚大也縣ハ速カニ之カ改築ノ方案ヲ極テ署員ノ活動ニ便ナラシムルヲ要ス希クハ本意見書ノ趣旨ヲ採納シ其措置ヲ採ラレンコトヲ右意見書提出候也

昭和五年十二月

栃木縣會議長 大門恒作

栃木縣知事 原田維織殿

右本會ノ議ニ附セラレンコトヲ

昭和五年十二月十九日

提出者	飯島德之助
賛成者	石川辰六郎
	阿久津駒吉
	大町庄五郎
	上野豐雄
	星野藤太
	小平重吉
	上野順一
	永岡孝一

十一番	藤田勇
十二番	螺良源右衛門
十三番	坪山德彌
十四番	川上京太郎
十五番	大橋英次
十六番	八下田勝藏
十八番	前澤木玄太

栃木縣會議長 大門恒作殿

黒磯警察署改築ニ關スル意見書

那須郡黒磯警察署ハ往年分署時代ノ建築ニカ、リ其構造小ニシテ本署ニ昇格ト共ニ署員ノ増加ト事故ノ激増ヲ見ルニ至リ遂ニ事務室其ノ他ノ狹隘ヲ告ゲ特ニ同署ハ那須御用邸御警衛ノ重責ニ膺ルヲ以テ直チニ之レガ改築ヲ斷行シ署員ノ活動ニ便ナラシムルノ要アリ希クハ本意見書ノ決議ノ精神ニ鑑ミ速カニ改築ノ舉ニ出ヅラレンコトヲ

右意見書提出候也

昭和五年十二月

栃木縣會議長 大門恒作

栃木縣知事 原田維織殿

右本會ノ議ニ附セラレンコトヲ

昭和五年十二月十九日

十二月十九日(金曜日)

提出者	賛成者
十一番	藤田勇
十二番	石川辰六郎
十三番	阿久津駒吉
十四番	大町庄五郎
十五番	上野豊雄
十六番	星野藤太
十七番	小野重吉
十八番	上野順一
十九番	永岡孝一
二十番	螺良源右衛門
二十一番	坪山徳彌
二十二番	川上京太郎
二十三番	大橋英次
二十四番	八下田勝藏
二十五番	前澤木玄太
二十六番	飯島徳之助

朽木縣會議長 大門恒作殿

大内川外二河川ノ縣費支辨編入ニ關スル意見書

朽木縣知事 原田維繼閣下

那須郡ニ其ノ水源ヲ鳥子山系ニ有スル三河川有リ即チ大内村ヲ貫流シテ以テ武茂川ニ合流スルヲ大内川ト稱シ馬頭川ヲ貫流シテ以テ亦武茂川ニ合流スルヲ矢又川ト呼ビ武茂村ヲ貫流シテ以テ那珂川ニ合流スルヲ富山川ト云フ而シテ此ノ三河川ハ共ニ是レ比較的ニ水勢激甚ニシテ其ノ洪水時ニ際スルヤ必ラス氾濫ヲ極メ沿岸ノ耕地ヲ荒廢セシムルコト實ニ尠シトセス即チ其ノ災害ノ都度道路、橋梁、護岸ノ復舊工事ハ大内川ニ對シテ大正九年ニ一萬九千圓ノ工費一萬千圓ノ縣費補助、昭和二年ニ九千九百圓ノ工費四千圓ノ縣費補助ヲ要シ矢又川ニ對シテハ大正九年ニ五萬二千圓ノ工費一萬二千圓ノ縣費補助、昭和二年ニ五萬千圓ノ工費七千圓ノ縣費補助ヲ要シ富山川ニ對シテハ大正九年ニ四萬千圓ノ工費二萬三千圓ノ縣費補助、大正十四年ニ一萬三千七百圓ノ工費五千百圓ノ縣費補助ヲ要シタルコト是レ正ニ水害當時ノ慘狀ト村民負擔ノ苦惱ト最モ雄辯ニ説明シタルモノニアラスヤ仰キ希クハ閣下特ニ明鑑ヲ垂レ速カニ縣費支辨ノ河川ニ編入セラレンコトヲ

右本會ノ決議ニ基キ意見書提出候也

昭和五年十二月

朽木縣知事 原田維繼閣下

右本會ノ議ニ附セラレンコトヲ

提出者

一 番 大町和太郎
 三十五番 寺本儀作

十二月十九日(金曜日)

賛成者

二十番 高山林藏
 二十一番 大岡恒次郎
 二十二番 古谷庄平
 二十三番 相場周一郎
 二十四番 桑川和郎
 二十五番 高田常四郎
 二十六番 廣澤彌八郎
 二十七番 鈴木桂次郎
 二十八番 大木恒作
 二十九番 佐久間渡
 三十番 太田五郎平
 三十一番 前澤忠三郎
 三十二番 菊地恒八郎
 三十三番 久保欣一郎
 三十四番 長愛太郎
 三十五番 矢部藤七

栃木縣會議長 大門恒作殿

泉川縣費支辨河川編入ニ關スル意見書

塩谷郡船生村ヲ貫流スル泉川ハ年々洪水期ニ際シ河水汎濫シ沿岸ノ田畑ノ被害甚大ニシテ町村費ヲ以テシテハ

到底其被害ヲ防止スルコト能ハズ希クハ縣ハ速カニ其實狀ヲ調査シ同河川ヲ縣費支辨河川ニ編入シ適當ノ措置ヲ講ゼラレンコトヲ
右意見書提出候也
昭和五年十二月

栃木縣知事 原田維織殿
右本會ノ議ニ附セラレンコトヲ
昭和五年十二月十九日

栃木縣會議長 大門恒作

提出者

七番 星藤太郎
 二十六番 高田常四郎

一 番 大町和太郎
 二 番 石川辰六郎
 三 番 阿久津駒吉郎
 四 番 大町庄五郎
 五 番 上野豐雄郎
 六 番 小野重吉
 七 番 上野重吉
 八 番 永野順一
 九 番 岡野孝一
 十 番 藤田孝一
 十一番 藤田孝一

十二番	螺良源右衛門
十三番	坪山徳彌
十四番	川上京太郎
十五番	大橋英次
十六番	八下田勝藏
十八番	前澤木玄太
二十番	高山林藏
二十一番	大岡恒次郎
二十二番	飯島徳之助
二十三番	古谷庄平
二十四番	相場周一郎
二十五番	桑川和郎
二十七番	廣澤彌八郎
二十八番	鈴木桂次郎
二十九番	大門恒作
三十番	佐久間渡
三十一番	太田五郎平
三十二番	前澤忠三郎
三十三番	菊地恒八郎
三十四番	久保欣一郎
三十五番	寺本儀作

栃木縣會議長 大門恒作殿

黑羽依上線ノ新縣道編入ニ關スル意見書

栃木縣知事 原田維繼閣下

那須郡須賀川村ハ北ニ八溝山ノ大森林ヲ負ヒ林産物ノ豊富ナルハ世間周知ノ事ニ屬スト雖トモ而カモ車馬ノ交通貨物ノ運輸ニ肝要ナル縣道ノ尙ホ未タ開通スルニ至ラサルハ本縣會ノ洵ニ遺憾ニ禁ヘサル所ナリ試ニ其ノ事由ノ重ナルモノヲ舉ケンニ

水戸聯隊ヨリ那須郡金丸原ノ練兵場ニ通スル路線ナルコト其ノ一也
木材二万五千八百石、木炭十一万五千貫、其ノ他五万三千貫ノ林産物年額ヲ有スルコト其ノ二也
同郡馬頭町及ヒ茨城縣大子町ヨリ肥料五万四千貫雜貨若シクハ日用品類八万一千貫ヲ年々搬入スルコト其ノ三也

大子町ニ鐵道省線ノ驛ヲ設置セラレテ以來人文發達ノ度ヲ進メシコト其ノ四也
須賀川大子驛間及ヒ須賀川黒羽間ニ於ケル乗合自動車ノ營業開始セラレシコト其ノ五也
切ニ希クハ閣下至急吏僚ヲ特派シ實地踏查ノ上新タニ縣道ニ編入シ以テ公私全般ノ利便ヲ圖ラレンコトヲ右本會ノ決議ヲ以テ意見書捧呈仕候也

昭和五年十二月

栃木縣知事 原田維繼閣下

右本會ノ議ニ附セラレンコトヲ

栃木縣會議長 大門恒作

十二月十九日(金曜日)

昭和五年十二月十七日

三一〇

提出者	一 番	大町和太郎
賛成者	三十五番	寺本儀作
	二十番	高山林藏
	二十一番	大岡恒次郎
	二十三番	古谷庄平
	二十四番	相場周一郎
	二十五番	桑川和郎
	二十六番	高田常四郎
	二十七番	廣澤彌八郎
	二十八番	鈴木桂次郎
	二十九番	大門恒作
	三十番	佐久間渡
	三十一番	太田五郎平
	三十二番	前澤忠三郎
	三十三番	菊地恒八郎
	三十四番	久保欣一郎
	三十六番	長保愛太郎
	三十七番	矢部藤七

栃木縣會議長 大門恒作殿

縣道羽生田鶴田線改修促進ニ關スル意見書

栃木縣知事 原田維繼閣下

縣道羽生田鶴田線ノ内、羽生田地内ニ於テ尙ホ未タ改修工事ヲ竣了セサル個所アルヲ以テ交通運輸上ニ於ケル不利不便、蓋シ千仞ノ功ヲ一篲ニ缺クノ感無シトセス幸ヒニ同線路全部竣工ノ曉ニ於テハ乗合自動車營業者ノ活躍亦タ當ツニ見ルヘキモノアルヘク從ツテ宇都宮葛生線ハ一層交通機關トシテノ意義ヲ發揮シ得ルニ至ルヤ必然タリ仍テ一日モ早ク本線路全部ノ改修工事ニ閣下ノ努力遊ハサレンコトヲ待望スルヤ痛切ナリ閣下希クハ明カニ諒察ヲ垂レヨ

右意見書捧呈仕候也

昭和五年十二月

栃木縣會議長 大門恒作

栃木縣知事 原田維繼閣下

右本會ノ議ニ附セラレンコトヲ

昭和五年十二月十九日

提出者	二十五番	桑川和平
賛成者	一 番	大町和太郎
	二十番	高山林藏
	二十一番	大岡恒次郎

十二月十九日(金曜日)

三一

二十三番	古谷庄平
二十四番	相場周一郎
二十六番	高田常四郎
二十七番	廣澤彌八郎
二十八番	鈴木桂次郎
二十九番	大門恒作
三十番	佐久間渡
三十一番	太田五郎平
三十二番	前澤忠三郎
三十三番	菊地恒八郎
三十四番	久保欣一
三十五番	寺本儀作
三十六番	長本愛太郎
三十七番	矢部藤七

栃木縣會議長 大門恒作殿

縣道編入並ニ改修ニ關スル意見書

左記各町村道ハ運輸交通ノ頻繁ナル現狀ニ鑑ミ之ヲ縣道ニ編入シ並ニ之レヲ改修シ適當ノ措置ヲ講スルコトノ
 急要ナルヲ認ム希クハ縣ハ速カニ實查ノ上本意見書ノ趣意ヲ採納アラントコトヲ
 右意見書提出候也

昭和五年十二月

栃木縣會議長 大門恒作

栃木縣知事 原田維繼殿

左記

- 一、河内郡大澤村ヨリ豊岡村ニ至ル路線縣道編入
- 一、下都賀郡思川驛ヨリ栃木町高崎ニ通スル路線縣道編入
- 一、佐野出流線中下都賀郡寺尾村大字羽鶴ヨリ分岐シ出流ニ至ル路線縣道編入
- 一、宇都宮日光線中河内郡大澤村大澤ヨリ同地停車場ニ至ル路線縣道編入
- 一、那須郡烏山町ヨリ境村大字下境小原澤ヲ經テ芳賀郡中川村大字大藤ニ達スル路線縣道編入
- 一、壬生藥師寺線ヲ延長シテ河内郡郡吉田村ヲ經テ芳賀郡久下田町ニ達スル路線縣道編入
- 一、烏山馬頭線ノ内烏山ヨリ七合村大字興野ニ至ル路線縣道編入
- 一、足利郡葉鹿町渡良瀬川渡船橋並ニ當該町村道ヲ縣道ニ編入
- 一、兩毛線足利停車場ヨリ足利市伊勢町毛野村大字勸農岩井ヲ經テ御厨町福居停車場ニ到ル路線縣道編入
- 一、安蘇郡野上村作原ヨリ粕尾峠ヲ經テ足尾ニ達スル縣道編入
- 一、安蘇郡植野村役場前ヨリ界村渡良瀬川一文渡船場ニ至ル路線縣道編入
- 一、同上一文渡船場ヨリ界村越名佐野藤岡線ニ達スル路線縣道編入
- 一、安蘇郡野上村白岩ヨリ大字作原大戸小戸分岐點ニ至ル迄ノ路線縣道編入
- 一、今市湯ノ花線中壙谷郡栗山村大字土呂部ヨリ福島縣界ニ至ル延長三里ノ間ノ縣道編入
- 一、壙谷郡栗山村大字川俣ヨリ日光町湯本ニ至ル路線縣道編入
- 一、壙谷郡壙原町古町ヨリ新湯ヲ經テ藤原村藤原停車場ニ至ル村道ヲ縣道ニ編入
- 一、那須郡狩野村ヨリ壙谷郡箒根村大字横林ヲ經テ那須郡高林村ニ到ル路線縣道編入
- 一、安蘇郡葛生町ヨリ栗野郡ニ至ル路線中下都賀郡寺尾村大字鍋山ヨリ分岐シ同村出流ニ到ル路線縣道編入

十二月十九日(金曜日)

- 一、栃木久下田線中下都賀郡國分寺村大字小金井、小金井驛ヲ起點トシテ桑村大字鉢形此飯田壺橋ヲ經テ結城町ニ通ズル一里十四町十七間八分ノ村道縣道編入
- 一、田沼野上線中野上村地内ノ縣道改修
- 一、葛生町相澤ヨリ下都賀郡尻内坂隘道ニ至ル路線開塞
- 一、安蘇郡赤見村ヨリ足利市ニ通ズル越床隘道ノ改修促進
- 一、同郡常盤村千波ヨリ下都賀郡出流ニ至ル羽鶴峠ノ路面改修
- 一、鹽谷郡三依村大字五十里字關間ヨリ栗山村大字湯西川湯本ニ至ル路線ノ改修
- 一、藤岡間々田線中部屋村地内ノ路面改修
- 一、小山佐野線中穗積水代村地内ノ路面改修
- 一、佐野間々田線中寒川村地内ノ路面改修
- 一、栃木小金井線中大宮村地内ノ路面改修
- 一、芳賀郡南高根澤村大字下高根澤字海老内ヨリ同郡祖母ケ井大字上延生ニ到ル路線縣道復活
- 一、安蘇郡田沼町多田及吉水東武停車場ニ通ズル路線及葛生停車場前路線縣道編入
- 一、足利郡毛野村地内宇都宮前橋線ヨリ分岐シ足利市助戸町、足利郡北郷村ヲ經テ同郡三和村和田ニ達スル路線縣道編入
- 一、足利郡富田村地内、縣道福居佐野線ヨリ分岐シ吾妻村ヲ經テ安蘇郡植野村田島停車場ニ達スル路線縣道編入
- 一、足利郡梁田村、縣道福居佐野線ヨリ分岐シ東武線縣驛前ヲ經テ同郡筑波村ニ達スル路線縣道編入
- 一、芳賀郡眞岡停車場ヨリ眞岡町大字田町常盤橋ニ達スル路線縣道編入
- 一、芳賀郡町村道ノ祖母ケ井熟田線縣道編入
- 一、芳賀郡町村道ノ祖母ケ井實積寺線縣道編入

- 一、河内郡羽黒村大字中里ヨリ同郡篠井村壺ノ室ニ通ズル路線縣道編入
 - 一、縣道加蘇鹿沼線上都賀郡加蘇村大字上久我ヨリ縣道南摩栃木線上都賀郡南摩村大字上南摩ニ通ズル町村道縣道編入
 - 一、縣道鹿沼足尾線上都賀郡東大芦村大字上日向ヨリ同村大字酒ノ谷ヲ經テ縣道鹿沼栗野線上都賀郡北押原村大字楡木楡木停車場ニ通ズル町村道縣道編入
 - 一、東北本線黑磯停車場ヨリ福島縣田島町ニ通ズル路線縣道編入
- 右本會ノ議ニ附セラレシコトヲ
昭和五年十二月十九日

提出者

一	番	大町和太郎
二	番	石川辰六郎
三	番	阿久津駒吉
四	番	大町庄五郎
五	番	上野豐雄
七	番	星野藤太
八	番	小平重吉
九	番	上野順一
十	番	永岡孝一
十一	番	藤岡田勇
十二	番	螺良源右衛門
十三	番	坪山徳彌

十四番	川上京太郎
十五番	大橋英次
十六番	八下田勝藏
十八番	前澤木玄太
二十番	高山林藏
二十一番	大岡恒次郎
二十二番	飯岡徳之助
二十三番	古谷庄平
二十四番	相場周一郎
二十五番	桑川和郎
二十六番	高田常四郎
二十七番	廣澤彌八郎
二十八番	鈴木桂次郎
二十九番	大門恒
三十番	佐久間渡
三十一番	太田五郎平
三十二番	前澤忠三郎
三十三番	菊地恒八郎
三十四番	久保欣一郎
三十五番	寺本儀作
三十六番	長本愛太郎
三十七番	矢部藤七

三二六

朽木縣會議長 大門恒作殿

○議長(大門恒作君) 以上の通りであります。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大門恒作君) 御異議がなければ決定致します。各意見書は決定致しました。此意見書の中多数であります。すから重複致したのもありませうし、且つ意見書の意義を減殺せざる程度に於て字句の修正等、整理一切を議長に御一任あらんことを望みます。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大門恒作君) 尚ほ閉會に先立ちましてお氣付の點がございましたならば、此際御發表を乞ひたいと思ひますが——ありませぬか。

〔ありませぬ〕と呼ぶ者あり

○議長(大門恒作君) それでは是にて議案全部を終了致しました。此機會に御挨拶を申し上げたいと思ひます。各位の御精勵に依りまして前例なき程の進捗を見て、茲に提議案全部の議了を見ましたことは、洵に欣幸に堪へない次第であります。且つ私議長と致しまして不行届の點が澤山ありましたが、諸君の御援助に依りまして圓滿に議事の終了出来ましたことを深く感謝する次第であります。茲に各員の勞を謝します次第であります。是にて閉會致します。

午後十一時四十分閉會

閉會式

昭和五年十二月十九日府縣制施行第三十四回通常縣會閉會式を朽木縣會議事堂に擧ぐ

參列議員 三十五名

不參列議員

十二月十九日(金曜日)

六番 三柴庄藏
缺員 一

午後十一時四十一分知事原田維織は各參與員を随へ臨場し左の式辭を述べ

只今議案全部を御議了になりまして、連日の御勞苦深く感謝する所であります、豫算其他に付きまして本會と吾々當局と大体に於て意見の一致を見ましたことは、洵に欣快とする所であります、執行の任に在る私共と致しましては、茲に異常なる力を負ふ次第であります、執行に付きましては吾々は誠意と熱を以て、十分の効果あらしむるやうに努力する積りであります、又開會中に於ける各位の御意見等は、能く之を實際に就きまして考慮致しまして、出來得るだけ御希望に副ふやうに致したいと存じて居る次第であります、尙ほ御承知の通り國家極めて多事の秋、益々皆様の御自愛と御奮闘を祈る次第であります、之を以て御挨拶に代へます次に議長大門恒作は衆員に代り左の答辭を述べ

府縣制施行第三十四回通常縣會閉會式を舉ぐるに方りまして、知事閣下親しく臨場、茲に閉會の式を舉げられますことは、洵に吾々の光榮と致す所であります、御提案になりましたる議案に對しましては、慎重審議全部議了致しましたから、追て書類を取纏めましてお手許に御報告致す積りであります、審議致しましたる議案の執行に當りましては、各員の意思の在る所を御參酌下さいまして、適正に御執行あらんことを希望致します、之を以て答辭と致します

右了りて一同退場

于時午後十一時四十四分

擔當速記者

鈴木正平
岩島正
月江匡

栃木縣

宇都宮市杉原町三二六四番地

印刷者 關根義三

宇都宮市杉原町三二六四番地

印刷所 下野印刷株式會社

昭和六年六月廿五日印刷
昭和六年六月三十日發行

寄贈

11

池E23





